

第 48 号 議 案

第 5 次長崎県環境基本計画案を別紙のとおり提出する。

令 和 8 年 3 月 11 日

長 崎 県 知 事 平 田 研

(提案理由)

第 5 次長崎県環境基本計画について、長崎県環境基本条例第 9 条第 3 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

第5次 長崎県環境基本計画



目次

| | |
|---------------------------------------|----|
| 第1章 環境基本計画の策定にあたって | 1 |
| 第1節 計画策定の背景 | |
| 第2節 計画の役割 | |
| 第3節 計画の期間 | |
| 第4節 計画の目標 | |
| 第5節 SDGs の取組 | |
| 第6節 地域循環共生圏につながる取組 | |
| 第7節 長崎県総合計画の概要 | |
| 第8節 長崎県環境基本計画の施策体系図 | |
| 第2章 施策の展開 | 13 |
| 第1節 脱炭素型の社会づくり | |
| 1 温室効果ガス排出削減対策の推進 | |
| ①再生可能エネルギーや省エネルギー設備等の導入促進 | |
| ②様々な主体と連携した取組の推進 | |
| ③温室効果ガスの吸収機能の保全と強化 | |
| 2 気候変動への適応策の推進 | |
| ①気候変動(地球温暖化)の影響が予防・軽減された社会づくりの促進 | |
| 第2節 人と自然が共生する社会づくり | 23 |
| 1 生物多様性の保全 | |
| ①生物多様性が確保された地域の拡大 | |
| ②多様な主体による保全活動の促進 | |
| 2 自然の恵みに関する理解促進と活用 | |
| ①社会経済活動における各主体の理解促進 | |
| ②自然とふれあえる利用環境づくり | |
| 第3節 循環型社会づくり | 31 |
| 1 食品ロス削減などの4Rの推進 | |
| ①食品ロス削減などのごみの発生抑制、排出抑制、再使用、リサイクルの推進 | |
| 2 プラスチックごみの発生抑制・再資源化の促進 | |
| ①海岸漂着物等の回収・発生抑制対策の推進やプラスチックごみの再資源化の促進 | |
| 3 廃棄物の適正処理の推進 | |
| ①排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対する適正処理の推進 | |

| | |
|-------------------------------|----|
| 第4節 安全・安心で快適な環境づくり | 36 |
| 1 水環境の保全 | |
| ①水環境の保全の推進 | |
| ②大村湾・諫早湾干拓調整池の環境保全の推進 | |
| ③島原半島の地下水の水質保全 | |
| 2 大気環境の保全 | |
| ①大気環境の保全の推進 | |
| 3 環境保健の推進 | |
| ①化学物質等の環境リスク対策の推進 | |
| 4 快適で美しいまちの保全 | |
| ①良好な景観の形成と保全 | |
| 第5節 環境保全の基盤となる取組の推進・充実（共通的取組） | 47 |
| 1 人づくりと協働の推進 | |
| ①環境保全活動の促進や環境教育等の推進 | |
| 2 環境配慮の推進・調査研究の充実等 | |
| ①環境配慮の推進 | |
| ②調査研究・技術開発の推進、監視観測の充実 | |
| ③公害苦情と公害紛争等の適正処理 | |
| 第3章 計画の推進 | 53 |
| 第1節 計画の推進 | |
| 第2節 計画の推進体制 | |
| 第3節 県民・事業者の意見の反映 | |
| 第4節 広域的連携 | |
| 第5節 PDCA サイクル | |

第 1 章

環境基本計画の 策定にあたって

第 1 節 計画策定の背景

第 2 節 計画の役割

第 3 節 計画の期間

第 4 節 計画の目標

第 5 節 SDGs の取組

第 6 節 地域循環共生圏につながる取組

第 7 節 長崎県総合計画の概要

第 8 節 長崎県環境基本計画の施策体系図

第1節 計画策定の背景

わが国においては、戦後復興期、高度成長期にいわゆる四大公害病（水俣病、新潟水俣病、四日市ぜんそく、イタイイタイ病）が社会問題となり、公害防止に関する条例が制定されはじめ、昭和42年（1967年）に公害対策基本法が、昭和45年（1970年）には水質汚濁防止法[※]が制定されるなど、産業公害への対応がなされてきました。

その後、1980年代後半になると地球温暖化問題が深刻化し、特に昨今は気候変動[※]の影響による自然災害の頻発・激甚化がみられるなど、地球規模の課題が顕在化しています。

また、生物多様性[※]の損失、プラスチックごみや食品ロス[※]の問題など多様で複雑な環境課題が同時進行で顕在化しています。

気候変動、生物多様性の損失及び汚染など深刻な地球規模の環境問題は、自然災害の激甚化・頻発化という形で私たちの生活にも大きな影響を与えており、人口減少や少子・高齢化等に伴う人口構造の変化により、地域経済の縮小、労働力不足、地域コミュニティ[※]の衰退、耕作放棄地[※]の増加など多方面に影響が広がっています。

新型コロナウイルス感染症拡大を契機として生活や行動様式の変化、地域のつながりの希薄化等が見られており、そのような変化が環境面にも与える影響を踏まえ、新たな感染症の流行リスクへの備えが求められています。

本県を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しているとともに、将来に様々な課題が予想されることから、引き続き県民一体となって環境の保全に取り組んでいく必要があります。

本県では、長崎県環境基本条例に基づき、平成12年1月に第1次長崎県環境基本計画（平成16年12月に計画を見直し）、平成23年3月に第2次長崎県環境基本計画、平成28年3月に第3次長崎県環境基本計画を策定し、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

令和3年3月に策定した第4次長崎県環境基本計画（以下、「第4次計画」という。）では、脱炭素社会[※]の構築に向けた温室効果ガス[※]の排出削減や気候変動の影響による被害の予防・軽減、人と自然が共生する地域づくりに向けた希少な野生動植物の保護や外来種[※]等の被害対策、自然資源の活用、循環型社会[※]の構築に向けた4R[※]の推進や海岸漂着ごみ対策、安全・安心で快適な環境づくりのための光化学オキシダント[※]やPM2.5[※]対策、大村湾や諫早湾干拓調整池[※]の水質改善などに取り組んできました。

第4次計画は令和3年度から令和7年度までの5年間に取り組むべき施策を展開していますが、令和7年度末で計画期間が終了することから、第4次計画のめざすべき環境像や施策の大きな方向性は継承しつつ、国の第六次環境基本計画の考え方や社会経済情勢の変化や地球環境の危機的状況を踏まえ、新たに「第5次長崎県環境基本計画」を策定しました。

[※] 水質汚濁防止法：水質汚濁防止を図るため、工場及び事業場からの公共用水域への排出および地下水への浸透の規制、生活排水対策の実施を推進する法律で、国民の健康を保護し、生活環境を保全することを目的としている

[※] 気候変動：年平均気温の上昇や年降水量・海面水温等の変化など、長期的に気候の状態が変動すること

[※] 生物多様性：生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルでの多様性がある

[※] 食品ロス：本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品

[※] 地域コミュニティ：住民の身近な生活圏。住民の活動を主たる対象とし、活動に応じて町内会、自治会、校区等様々な範囲が想定される

[※] 耕作放棄地：以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地

[※] 脱炭素社会：温室効果ガスの「排出量」から森林などによる「吸収量」を差し引いた合計が実質的にゼロになっている状態の社会のこと

[※] 温室効果ガス：大気を構成する成分のうち、主に二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類などの温室効果をもたらすもの

[※] 外来種：もともとその地域に生息・生育していなかったが、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物（種）

[※] 循環型社会：資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減することを目的に、廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用（リサイクル）などを推進する社会

[※] 4R：(Refuse) “断る”：不要なものは「いりません」と断る、買わない

(Reduce) “減らす”：ごみを減らす

(Reuse) “再利用”：まだ使えるものを、くりかえし使う

(Recycle) “再生利用”：資源としてまた利用する

[※] 光化学オキシダント：大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線で化学反応を起こして発生する刺激性的汚染物質

[※] PM2.5：大気中の浮遊物のうち2.5マイクロメートル(μm)以下の微小な粒子

[※] 諫早湾干拓調整池：国営諫早湾干拓事業により、諫早湾の湾奥部が潮受堤防によって締め切られて出来た新しい湖（調整池）

第2節 計画の役割

この計画は、「長崎県総合計画 みんなの未来図2030」の推進に関する環境分野の基本計画で、

- 「長崎県環境基本条例」の基本理念に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本的な計画です。
- 県環境行政のマスタープランとして、県民、事業者及び行政の各主体が環境保全への取組を実施する際の指針となるものです。
- そのため、各基本目標に対応する個別計画（長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画[※]、長崎県生物多様性保全戦略[※]、長崎県廃棄物処理計画[※]、大村湾環境保全・活性化行動計画[※]、諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画[※]、長崎県環境教育等行動計画[※]など）は、長崎県環境基本計画を上位計画と位置付け、各基本目標の施策の方向性を共有してこの計画の最終目標である「めざすべき環境像」の実現を目指します。

第3節 計画の期間

- この計画は、本県の「めざすべき環境像」を念頭におき、「長崎県総合計画 みんなの未来図2030」と同様に10年先を見据えながら、バックキャスティング[※]による今後5年間（令和8年度を初年度とし、令和12年度を目標年度とする）を計画期間として取り組みます。

第4節 計画の目標

1 めざすべき環境像

本県の環境の特性を踏まえ、この計画がめざすべき環境像を
「海・山・人 未来につながる環境にやさしい長崎県」と定めます。

これは、長崎県環境基本条例に掲げる3つの基本理念である、

- ①健全で恵み豊かな環境の保全と将来の世代への継承
- ②環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会づくり
- ③地球環境保全の推進

を考慮しつつ、本県が目指すべき環境の方向性を表したものです。

[※] 長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画：環境にやさしく、気候変動によるこれまでにない災害リスク等に適切した脱炭素・資源循環型の持続可能な社会を実現するため、県民や事業者、NPO、行政等の様々な主体が連携して地球温暖化対策への取組を進めていくための実行計画

[※] 長崎県生物多様性保全戦略：長崎県の生物多様性の保全及び持続可能な利用の推進に関する基本的な計画

[※] 長崎県廃棄物処理計画：廃棄物処理法に基づき、国の「基本方針」に沿って、県が策定する県内の廃棄物の減量化、再資源化や適正処理に関する計画であり、市町が定める一般廃棄物処理計画や、多量排出事業者が定める産業廃棄物処理計画を策定するにあたっての指針となるもの

[※] 大村湾環境保全・活性化行動計画：本県本土の中心部に位置し、非常に閉鎖性が強い湾である大村湾の環境保全及び流域の活性化等を主眼とした計画

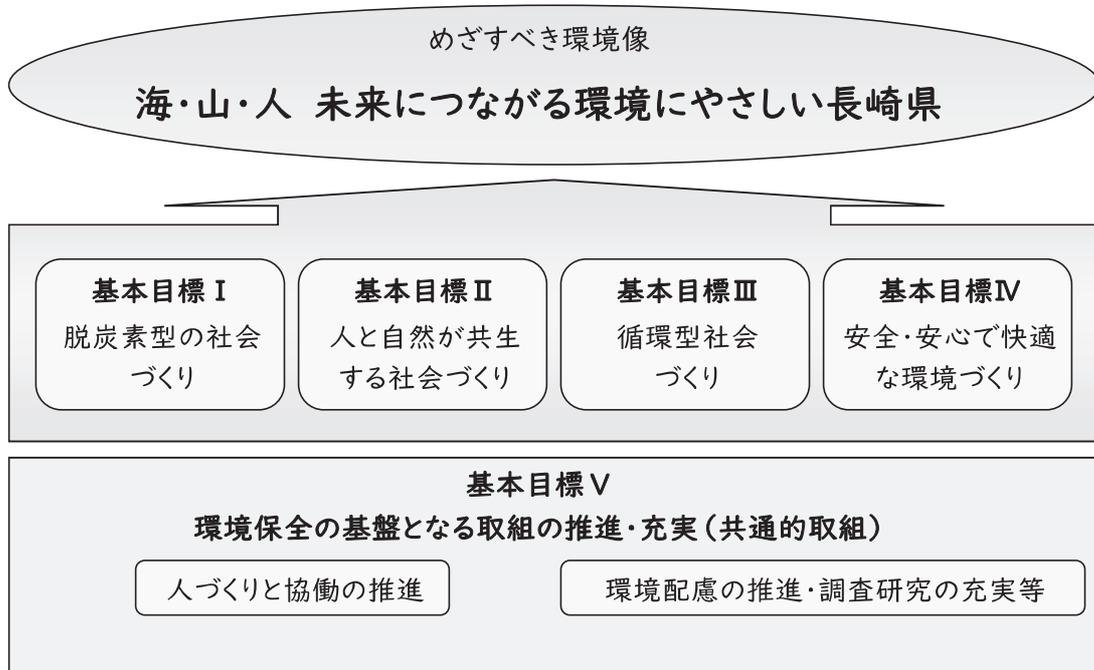
[※] 諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画：諫早湾干拓調整池の恒久的な水質保全に向けた取組を進めるとともに、干拓事業により創出された調整池や自然干陸地を新たな地域資源として有効に活用するための水辺空間づくりを推進するための計画

[※] 長崎県環境教育等行動計画：県民、事業者等が環境保全について理解を深め、環境保全活動を行う意欲を増進し、かつ、環境教育を推進するための施策を定めた計画

[※] バックキャスティング：未来のあるべき姿を設定したうえで、そこから逆算して現在取り組む施策を考える思考法のこと

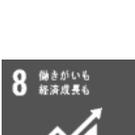
2 基本目標

このめざすべき環境像の実現に向けて、県として横断的かつ総合的に環境保全施策を進めるため、5つの基本目標を掲げ、各種施策を展開します。



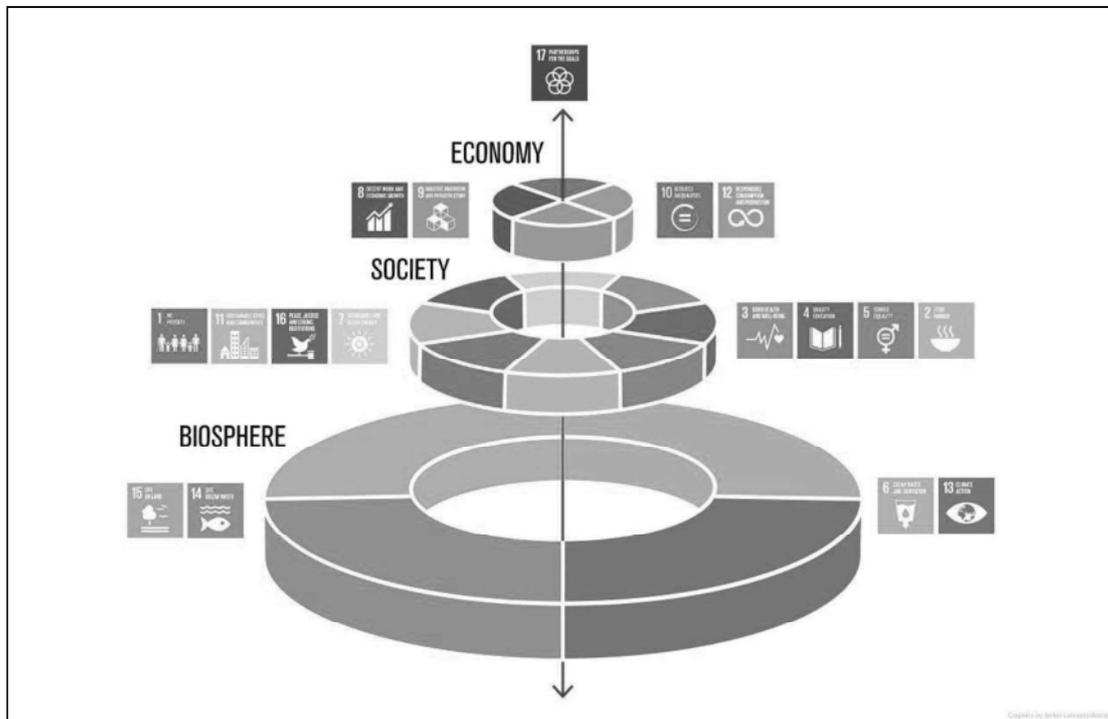
第5節 SDGsの取組

2015年(平成27年)の国連総会において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。その中で、「誰一人取り残さない」を基本理念とし、持続可能な世界を実現するため2030年までに到達すべき国際社会全体の目標「持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)」として、17のゴール(分野別目標)及び169のターゲットが提示されており、の中には、水・衛生、エネルギー、持続可能な都市、持続可能な生産と消費、気候変動、陸域生態系、海洋資源といった地球環境そのものの課題及び地球環境と密接に関わる課題に係るゴールが含まれています。

| | | | |
|---|---|--|---|
|  | <p>目標 1_貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p> |  | <p>目標 10_人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する</p> |
|  | <p>目標 2_飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p> |  | <p>目標 11_住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p> |
|  | <p>目標 3_すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p> |  | <p>目標 12_つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する</p> |
|  | <p>目標 4_質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p> |  | <p>目標 13_気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p> |
|  | <p>目標 5_ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p> |  | <p>目標 14_海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p> |
|  | <p>目標 6_安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p> |  | <p>目標 15_陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p> |
|  | <p>目標 7_エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p> |  | <p>目標 16_平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p> |
|  | <p>目標 8_働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p> |  | <p>目標 17_パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p> |
|  | <p>目標 9_産業と技術革新の基盤をつくろう 強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p> |  | |

下の図は、SDGs の 17 のゴールを「経済 (ECONOMY)」、「社会 (SOCIETY)」、「自然環境 (BIOSPHERE)」の 3 つの階層に分類して総合的に整理した「SDGs のウェディングケーキモデル」で、「経済」は「社会」、「社会」は「自然環境」に支えられて成り立っていることを表しています。

第 5 次長崎県環境基本計画でも引き続き、第 2 章の事業群ごとに SDGs のゴールを図示し、各取組がどの SDGs のゴールに関連しているのか、県民の皆様に分かりやすく表現しています。



SDGs のウェディングケーキモデル

出典: Stockholm Resilience Centre ホームページ 「The SDGs wedding cake」

第6節 地域循環共生圏につながる取組

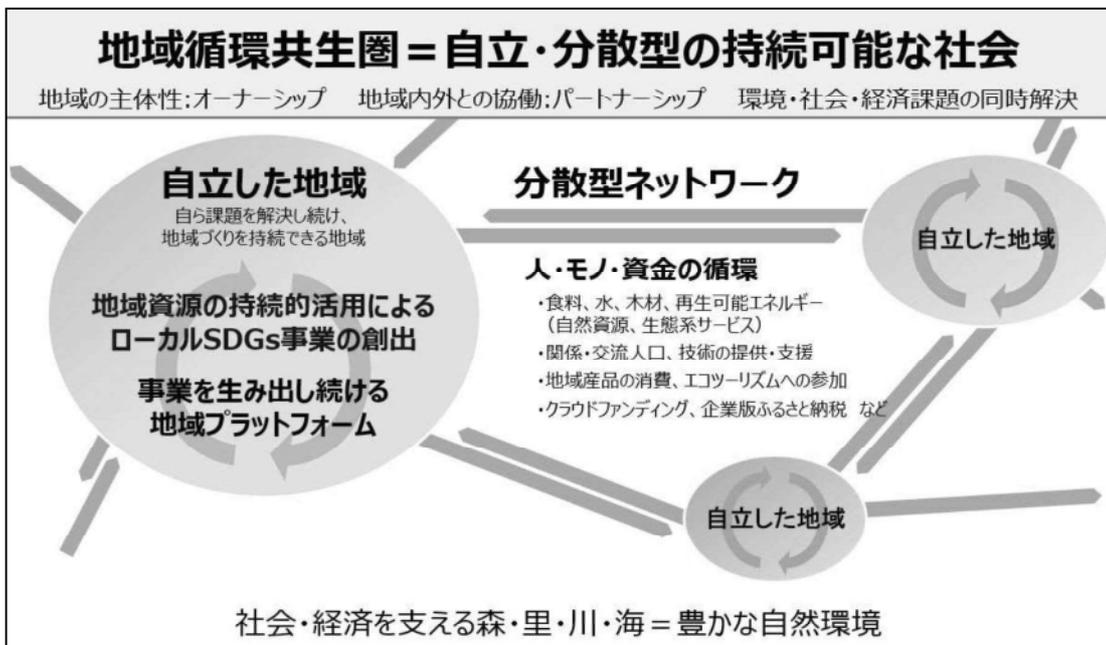
国の第五次環境基本計画で提唱された地域循環共生圏とは、地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業（ローカルSDGs事業）を生み出し続けることで地域課題を解決し続け、自立した地域をつくとともに、地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方です。

その際、私たちの暮らしが、森里川海のつながりからもたらされる自然資源を含めて地上資源を主体として成り立つようにしていくために、これらの資源を持続可能な形で活用し、自然資本※を維持・回復・充実していくことが前提となります。

地域循環共生圏は、国の第六次環境基本計画において、同計画の中心概念である「ウェルビーイング※/高い生活の質」の実現に向けた「新たな成長」の実践・実装の場としても位置づけられました。

国全体で持続可能な社会を構築するためには、それぞれの地域が持続的に発展していく必要があります。各地域がその特性を生かして補完し合いながら、異なる資源を循環させる自立・分散型の社会を形成することで、地域も都市も持続可能となる地域循環共生圏の構築を目指していく必要があります。

本県においても、地域循環共生圏につながる取組が見られており、情報共有を図りながら、地域循環共生圏の構築を促進してまいります。



地域循環共生圏の概念

出典：環境省ホームページ「環境省ローカルSDGs 地域循環共生圏」

※ 自然資本：森林、土壌、水、大気、生物資源など、自然によって形成される資本（ストック）のこと

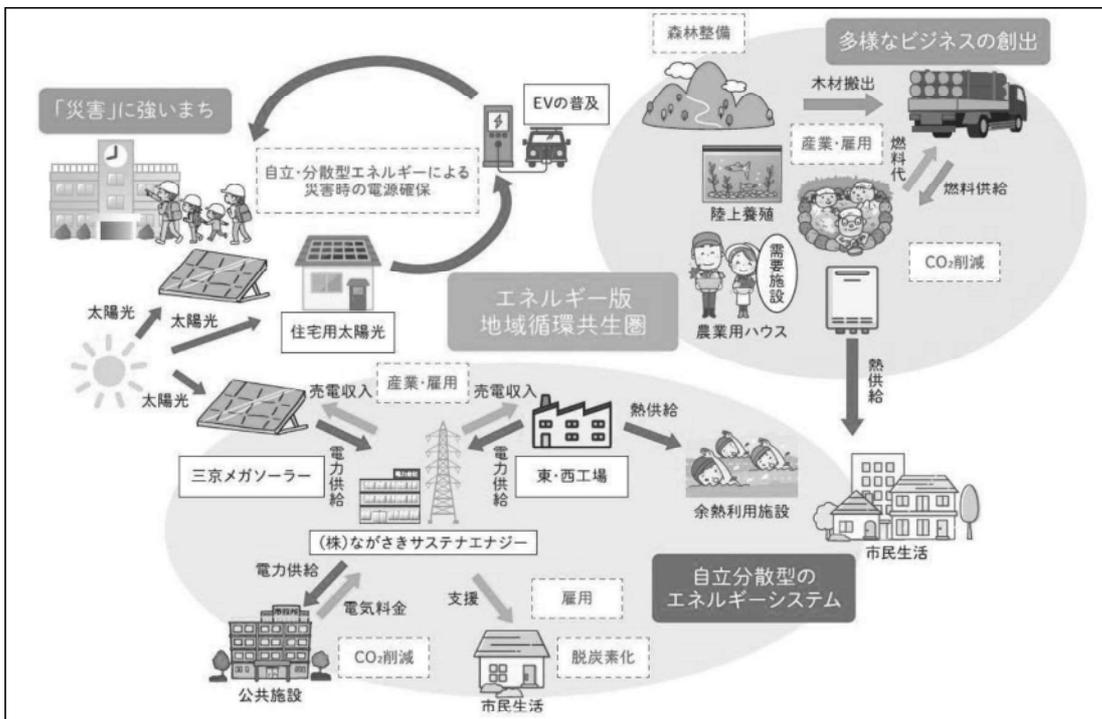
※ ウェルビーイング：個人や社会全体が身体的・精神的・社会的に良好な状態にあることを指す概念。単なる「健康」や「幸福」だけでなく、生活の質や持続可能性、社会とのつながりなど、広範な要素を含む

本県での取組例

○長崎市における取組

長崎市では、民間 7 事業者と令和 2 年 2 月に脱炭素なまちづくりを目的とした自治体新電力「(株)ながさきサステナエネルギー」を設立し、地域資源である再生可能エネルギーを活用したエネルギーの地産地消を推進する体制が構築されており、新たな脱炭素化事業を推進し、産学官民が連携して「長崎市エネルギー版地域循環共生圏」の実現に向けた取組が進められています。

長崎市での、停電時などにおける電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の非常用電源としての利用、再生可能エネルギーの利活用（太陽光発電、廃棄物発電など）、地域エネルギー事業による再生可能エネルギーの地産地消や産学官民連携による新たな脱炭素化事業の創出などの取組は、地球温暖化対策、売電収入の地域への還元や産業・雇用の創出などを通じて、地域資源を活かした自立・分散型の持続可能な社会の形成を目指している点において、地域循環共生圏につながる取組といえます。



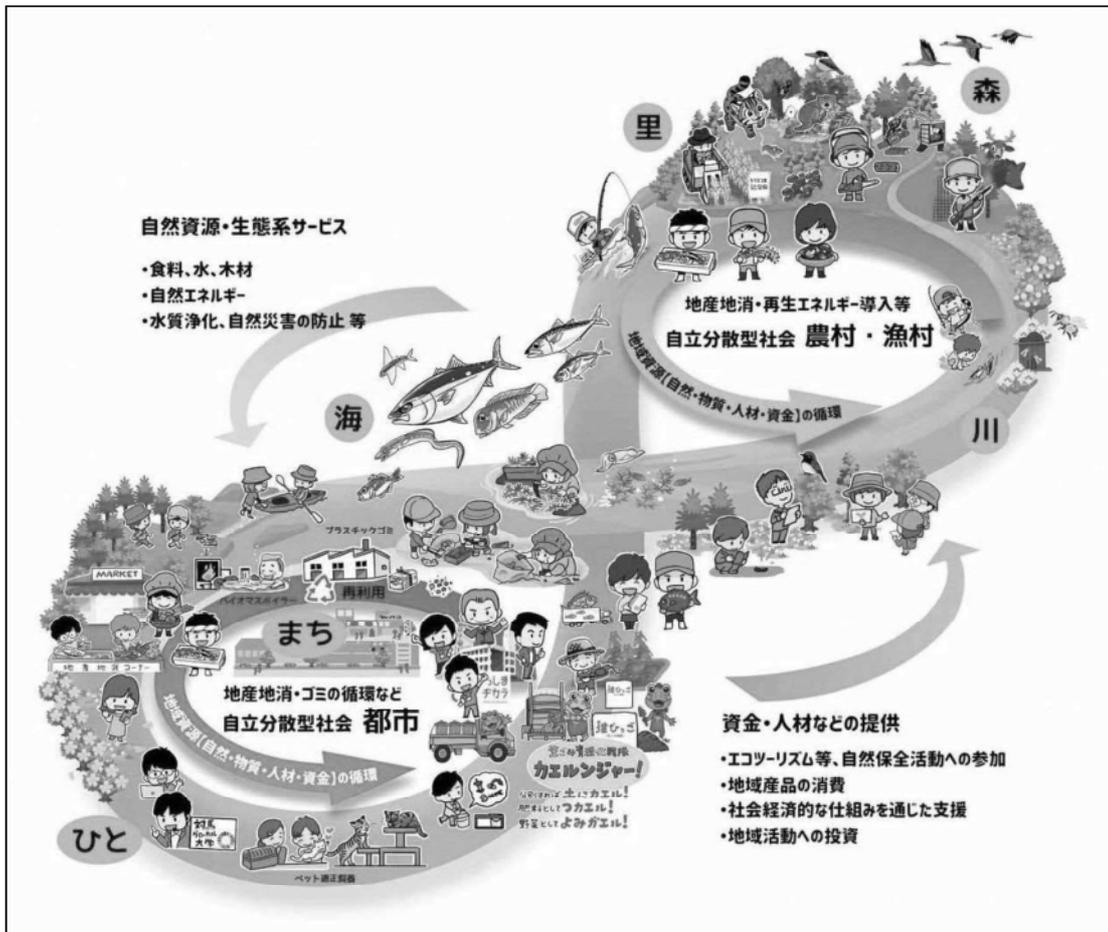
長崎市エネルギー版地域循環共生圏

出典：長崎市ホームページ「長崎市第三次環境基本計画」(令和 4 年 2 月策定)

○対馬市における取組

対馬市では、総合計画のビジョン「自立と循環の宝の島」そして、国が進める地域循環共生圏の考え方を踏まえて、第2次対馬市環境基本計画において、「森・川・里・海・まち・ひと・しごとの好循環と豊かな共生社会を次世代に引き継ごう!」を合言葉に「対馬版の地域循環共生圏」の実現に向けた取組が進められています。

対馬市での、木質バイオマスの島内利用の促進や洋上風力を軸とした再生可能エネルギーの活用検討、生ごみの堆肥化による資源循環、海ごみの回収と再利用や地域産品の地産地消の推進などの取組は、地球温暖化対策、自然環境の保全、産業・雇用の創出や地域経済の活性化などを通じて、地域資源を活かした自立・分散型の持続可能な社会の形成を目指している点において、地域循環共生圏につながる取組といえます。



対馬版の地域循環共生圏の概念図

出典:対馬市ホームページ「第2次対馬市環境基本計画」(令和5年3月策定)

第7節 長崎県総合計画の概要

| 長崎県総合計画の概要 | | | | |
|-------------------------------|----------------------|--|--|--------------------------------|
| 基本理念 | 柱 | 基本戦略 | 施策 | |
| ながさきの誇りと希望を力に、みんなで夢あふれる未来をひらく | 1 こども | 1 こどもたちの将来の可能性を広げ、挑戦を応援する | <ul style="list-style-type: none"> 1 こどもまんなか社会の実現に向けた学校・家庭・地域が連携したこどもの育成 2 保育・教育施設等におけるこどもの安全の確保 3 地域資源を活用し、こどもたちの新しい時代を切り拓く力を育む教育の推進 4 すべてのこどもたちを支援する魅力ある学校教育の環境づくり | |
| | | 2 希望が叶う「結婚、妊娠・出産、子育て」を切れ目なく支える | <ul style="list-style-type: none"> 1 結婚、妊娠・出産、子育ての希望を叶えるための一貫した支援 2 こども時間の拡大に向けた職場環境の整備 3 きめ細かな対応が必要なこどもや家庭への支援 | |
| | 2 くらし | 1 健康で生きがいを持って暮らせる社会をつくる | <ul style="list-style-type: none"> 1 地域の医療・介護のサービス確保及び充実 2 健康づくりと生きがいづくりの促進 | |
| | | 2 多様性を尊重し合う共生社会をつくる | <ul style="list-style-type: none"> 1 互いに支え合う地域共生社会の更なる推進 2 男女が性別にかかわらず個性と能力を発揮できる社会づくり 3 多文化共生社会の推進 | |
| | | 3 安心して生活できる環境づくりを推進する | | 1 犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくり |
| | | | | 2 食品の安全・安心の確保と消費生活の安定・向上 |
| | | | | 3 カーボンニュートラルの実現を目指した持続可能な社会づくり |
| | | | | 4 環境への負荷が少ない循環型社会づくり |
| | 3 産業 | 1 時代の変化に対応する力強い産業を創出する | 1 犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくり | |
| | | | 2 食品の安全・安心の確保と消費生活の安定・向上 | |
| | | | 3 カーボンニュートラルの実現を目指した持続可能な社会づくり | |
| | 2 誰もが活躍できる職場環境をつくる | <ul style="list-style-type: none"> 1 誰もが働きやすい職場環境づくり 2 職業生活における女性活躍の推進 | | |
| | 3 魅力ある持続的な農林水産業を育てる | <ul style="list-style-type: none"> 1 力強く稼ぎ持続的に成長する水産業づくり 2 力強く稼ぎ持続的に成長する農林業づくり 3 次代を担う意欲あふれる担い手の確保・育成 | | |
| | 4 にぎわい | 1 地域の魅力で人を惹きつける | 1 観光客の心をつかみ、選ばれる持続可能な観光の推進 | |
| | | | 2 長崎の食の賑わい創出 | |
| 5 まち | 2 国内外とのネットワークを拡大する | 2 長崎の食の賑わい創出 | | |
| | | 3 特色ある文化資源・スポーツによる地域の賑わいづくり | | |
| 5 まち | 1 災害に強い県土をつくる | 4 地域の魅力を活かした農山漁村の賑わいづくり | | |
| | | 5 ながさき暮らしの魅力で呼び込むUITターンの促進 | | |
| 5 まち | 2 活力にあふれた持続可能な地域をつくる | 6 デジタルノマド等の関係人口と地域との交流促進 | | |
| | | 1 道路・港湾・空港等の交通ネットワークの充実 | | |
| 5 まち | 2 活力にあふれた持続可能な地域をつくる | 2 九州新幹線西九州ルート の全線フル規格の推進 | | |
| | | 3 国際交流と平和意識醸成の推進 | | |
| 5 まち | 2 活力にあふれた持続可能な地域をつくる | 1 県民の暮らしと命を守る強靱な県土づくり | | |
| | | 2 災害などさまざまな危機から県民の命を守る体制づくり | | |
| 5 まち | 2 活力にあふれた持続可能な地域をつくる | 1 活力にあふれた都市・地域づくり | | |
| | | 2 離島・半島などの地域社会の維持・活性化 | | |
| 5 まち | 2 活力にあふれた持続可能な地域をつくる | 3 地域を支える公共交通の維持・確保 | | |
| | | 4 デジタル技術を活用した地域活性化と行政運営の効率化 | | |

第8節 長崎県環境基本計画の施策体系図

長崎県環境基本計画施策体系図

| 基本目標 | 施策の方向性 | 事業群 | 環境像 | |
|----------------------------|-------------------------|---|-------------------------|-------------------|
| I 脱炭素型の社会づくり | 1 温室効果ガス排出削減対策の推進 | ①再生可能エネルギーや省エネルギー設備等の導入促進 ②様々な主体と連携した取組の推進 ③温室効果ガスの吸収機能の保全と強化 | 海・山・人 未来につながる環境にやさしい長崎県 | |
| | 2 気候変動への適応策の推進 | ①気候変動(地球温暖化)の影響が予防・軽減された社会づくりの促進 | | |
| II 人と自然が共生する社会づくり | 1 生物多様性の保全 | ①生物多様性が確保された地域の拡大 ②多様な主体による保全活動の促進 | | |
| | 2 自然の恵みに関する理解促進と活用 | ①社会経済活動における各主体の理解促進 ②自然とふれあえる利用環境づくり | | |
| III 循環型社会づくり | 1 食品ロス削減などの4Rの推進 | ①食品ロス削減などのごみの発生抑制、排出抑制、再使用、リサイクルの推進 | | |
| | 2 プラスチックごみの発生抑制・再資源化の促進 | ①海岸漂着物等の回収・発生抑制対策の推進やプラスチックごみの再資源化の促進 | | |
| | 3 廃棄物の適正処理の推進 | ①排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対する適正処理の推進 | | |
| IV 安全・安心して快適な環境づくり | 1 水環境の保全 | ①水環境の保全の推進 ②大村湾・諫早湾干拓調整池の環境保全の推進 ③島原半島の地下水の水質保全 | | |
| | | 2 大気環境の保全 | | ①大気環境の保全の推進 |
| | | 3 環境保健の推進 | | ①化学物質等の環境リスク対策の推進 |
| | 4 快適で美しいまちの保全 | ①良好な景観の形成と保全 | | |
| V 環境保全の基盤となる取組の推進・充実(共通取組) | 1 人づくりと協働の推進 | ①環境保全活動の促進や環境教育等の推進 | | |
| | 2 環境配慮の推進・調査研究の充実等 | ①環境配慮の推進 ②調査研究・技術開発の推進、監視観測の充実 ③公害苦情と公害紛争等の適正処理 | | |

—地球温暖化対策の身近な取組例—



2025 県内一斉ながさきデコ活

スマートムーブウィーク

実施期間 10月8日水～10月14日火

「スマートムーブ」とは、エコで賢い移動方法を選択し、CO₂排出が少ない移動をすること。環境に優しいだけでなく、「健康」、「交通安全」にも寄与するライフスタイルです。

スマートムーブの取組例

- ・バスや電車など、公共交通機関を利用する
- ・ちょっとした移動は、徒歩や自転車を選択する
- ・自動車の相乗りで通勤する
- ・ふんわりアクセルやアイドリングストップ等の「エコドライブ」を実践する
- ・電気自動車などに乗り換える
- ・営業先への移動に社用車ではなく公共交通機関を利用する

《エコドライブのポイント》

燃費を知ろう

ムダなアイドリングやめよう

発進時のアクセルは穏やかに

加速・減速を少なく



「移動」を「エコ」に。

smart move

自転車や徒歩で移動しよう!

電車やバスを利用しよう!

長崎県では、毎月第2水曜日を「県内一斉スマートムーブデー」として、スマートムーブを推進しています。

共同者募集

県内一斉スマートムーブに取り組む個人や団体・企業の「参加宣言」を募集しています。詳しくは、「県内一斉スマートムーブ」ホームページをご覧ください。

【お問合せ先】長崎県県民生活環境部地域環境課

[長崎県 スマートムーブウィーク](#)



長崎県・ながさき環境県民会議

デコ活
くらしの中のエコろがけ

「デコ活」とは、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動です。

デコ活アクション
まずはここから!

デ…電気も省エネ 断熱住宅
コ…こだわる楽しさ エコグッズ
カ…感謝の心 食べ残しゼロ
ツ…つながるオフィス テレワーク



環境省HPはこちら

2025 県内一斉ながさきデコ活スマートムーブ*ウィークの周知チラシ(長崎県作成)

* スマートムーブ: 徒歩、自転車や公共交通機関の利用またはエコドライブの励行、電気自動車などのエコカー利用、カーシェアリングなどといった環境にやさしい移動を選択・実践する取組

第 2 章 施策の展開

第 1 節 脱炭素型の社会づくり

第 2 節 人と自然が共生する社会づくり

第 3 節 循環型社会づくり

第 4 節 安全・安心で快適な環境づくり

第 5 節 環境保全の基盤となる取組の推進・充実
(共通取組)

第1節 脱炭素型の社会づくり

めざす社会の姿

基本目標Ⅰ「脱炭素型の社会づくり」でめざす社会の姿は、次のとおりです。

◎環境にやさしく、地球温暖化（気候変動）の影響にも適応した生活や事業活動が営まれ、脱炭素型の社会となっている【対応する課題等：(1)・(2)・(3)・(4)・(5)・(6)・(7)】

課題等

※「キーワード」を下線付きにしています。

第4次計画を策定後、次のような社会経済情勢の変化や新たな課題が生じています。

- (1) 2023年、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)^{*}は、気候変動に関する最新の科学的知見をとりまとめた第6次評価報告書統合報告書を公表し、気温上昇を1.5℃に抑えるためには、2050年代前半に温室効果ガスの排出が全体としてゼロとなるカーボンニュートラル^{*}達成が前提となることを示しています。
- (2) 同年、国連気候変動枠組条約第28回締約国会議(COP28)^{*}では、世界全体で、この10年の間に大幅で急速な、そして即時の温室効果ガス排出削減を行い、2025年までに世界全体の排出量をピークアウト^{*}する必要性が認識されました。
- (3) 国は、地球温暖化対策推進法^{*}において、2050年までのカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を明記しています。また、2025年2月に策定された地球温暖化対策計画^{*}のなかで、2050年目標と整合するよう、2030年度、2035年度、2040年度における温室効果ガスを2013年度からそれぞれ46%、60%、73%削減することを目標として掲げています。
- (4) 県内の温室効果ガス削減はおおむね順調に進捗していますが、近年、気温の上昇、大雨や短時間強雨^{*}の発生頻度の増加や、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化、熱中症リスクの増加等、気候変動影響が全国各地で現れており、さらに今後、長期にわたり拡大するおそれが指摘されています。
- (5) 気候変動に対処し、県民の生命・財産を将来にわたって守り、経済・社会の持続可能な発展を図るためには、本県においても、県民総ぐるみで省エネルギーや再生可能エネルギー^{*}活用の推進などにより、温室効果ガス排出の更なる削減を図るとともに、将来予測される被害の防止・軽減等を図る気候変動への適応に全力で取り組むことが必要です。
- (6) 脱炭素で豊かな暮らしの実現に向けて、国が2022年から進めている「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動^{*}」(愛称:「デコ活」)と連動しながら、「ながさきデコ活^{*}」を脱炭素につながる取組として県民に更なる浸透を図る等、一人ひとりの行動変容^{*}を促すことで、家庭における削減を更に進めていく必要があります。

^{*} 気候変動に関する政府間パネル(IPCC):世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)によって設立された政府間機関であり、気候変動に関する科学的知見の評価・整理を行う組織

^{*} カーボンニュートラル:温室効果ガスの「排出量」から森林などによる「吸収量」を差し引いた合計が実質的にゼロになっている状態

^{*} 国連気候変動枠組条約締約国会議(COP):国連気候変動枠組条約(UNFCCC)に基づいて設置された国際会議で原則毎年開催される

^{*} ピークアウト:温室効果ガス排出量が増加傾向から減少に転じること

^{*} 地球温暖化対策推進法:国連気候変動枠組条約(UNFCCC)に基づき、日本国内での温暖化対策を体系的に推進するために制定された法律

^{*} 地球温暖化対策計画:地球温暖化対策推進法に基づき、政府が策定する温室効果ガス排出削減のための総合的な国内計画

^{*} 短時間強雨:1時間に数十ミリ以上の雨のことで、30mm以上の「激しい雨」や80mm以上の「猛烈な雨」などをまとめた表現

^{*} 再生可能エネルギー:太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、自然環境などから取り出すことのできる、永続利用が可能なエネルギーの総称

^{*} 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動:通称、デコ活。「脱炭素(Decarbonization)」と、環境に良い「エコ(Eco)」を含む「デコ」に、「活動・生活」を組み合わせた言葉で、具体的なアクションを通じて環境に配慮した暮らしを豊かにすることを目的としている

^{*} ながさきデコ活:環境省のデコ活(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)に賛同し、脱炭素・資源循環型ライフスタイルへの転換を推進する取組

^{*} 行動変容:人の考え方や意識が変化することによって、それまでの行動や習慣が変わり、それが定着していく一連のプロセス

(7) 気候変動(脱炭素)の視点も織り込んだ事業活動(脱炭素経営※)に取り組む動きが大企業を中心に進んでいますが、県内では一部事業者の取組に留まっており、県内事業者がこの脱炭素化の潮流を意識し、脱炭素経営に取り組むよう促すことで、事業活動における削減を更に進めていく必要があります。

めざす社会を実現するため、特に次の取組に注力しながら、具体的な施策の展開を図ります。

- 温室効果ガス排出削減対策の推進
- 気候変動への適応策※の推進



脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動(デコ活)の全体像

出典:環境省ホームページ「デコ活」

※ 脱炭素経営:気候変動対策の一環として、温室効果ガス排出量の削減を進める企業経営のこと
 ※ 適応策:気候変動による日常生活や経済活動等への影響を予防したり軽減したりする対策のこと

1 温室効果ガス排出削減対策の推進

①再生可能エネルギーや省エネルギー設備等の導入促進

<取組に関するSDGsのゴール>



今後の取組

- 1_県有施設への太陽光発電設備等の設置を進めるとともに、市町を通じて国の補助金を活用した住宅、事業場への太陽光発電設備等の設置補助を行います。
(県民生活環境部)【課題等(1)・(2)・(3)・(5)・(6)・(7)】
- 2_再生可能エネルギーや蓄電池の導入を促進するため、太陽光発電設備及び非化石証書^{*}の共同購入を推進します。
(県民生活環境部)【課題等(1)・(2)・(3)・(5)・(6)・(7)】
- 3_九州での再生可能エネルギー産業の拠点化を目指すため、九州地域戦略会議^{*}で策定された「再生可能エネルギーの産業化を目指すアクションプラン(九州モデル)」を着実に実行します。
(産業労働部)【課題等(1)・(2)・(3)・(5)】
- 4_洋上風力発電事業などの海洋エネルギー^{*}関連産業において、県内企業の新規参入や受注獲得を後押しし、浮体式に関する世界初のサプライチェーン^{*}構築等を推進します。
(産業労働部)【課題等(1)・(2)・(3)・(5)】
- 5_木質バイオマスボイラー^{*}などへの需要が高まっている未利用間伐材の活用を促進します。
(農林部)【課題等(1)・(2)・(3)・(5)】
- 6_EV^{*}等の次世代自動車^{*}及びEV充電設備の普及を推進します。
(県民生活環境部)【課題等(1)・(2)・(3)・(5)・(6)・(7)】
- 7_県有施設の省エネルギー化(省エネ改修)、既存住宅の断熱リフォーム、ZEH^{*}(ネット・ゼロ・エネルギーハウス)及びZEB^{*}(ネット・ゼロ・エネルギービル)を推進します。
(関係部局)【課題等(1)・(2)・(3)・(5)・(6)・(7)】

^{*} 非化石証書:化石燃料を使用していない電力が持つ「環境価値」を切り離し、証書にしたもの。この証書を購入することで、再生可能エネルギー由来の電力を取り扱っているときみなすことができる

^{*} 九州地域戦略会議:「九州地方知事会と九州経済4団体」が官民一体で九州独自の発展戦略の研究や具体的施策の推進に取り組んでいくための組織

^{*} 海洋エネルギー:洋上風力、波力、潮流、海流、海洋温度差など海洋空間において繰り返し起こる現象から取り出せる再生可能エネルギー

^{*} サプライチェーン:製品の原材料・部品の調達から、製造、在庫管理、配送、販売、消費までの全体の一連の流れ

^{*} 木質バイオマスボイラー:木質バイオマス(樹木の伐採等の際に発生した枝・葉など、木材に由来する再生可能な有機性資源)を燃料として温水や蒸気を製造するボイラー

^{*} EV:Electric Vehicle 電気自動車のこと

^{*} 次世代自動車:電気自動車やプラグインハイブリッド自動車など、環境負荷を低減させる技術を搭載した自動車

^{*} ZEH:住まいの断熱性・省エネ性能を上げ、太陽光発電などでエネルギーを創ることで、年間の消費エネルギー量(空調・給湯・照明・換気)の収支をプラスマイナス「ゼロ」にする住宅のこと

^{*} ZEB:快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の消費エネルギー量(空調・給湯・照明・換気)の収支をプラスマイナス「ゼロ」にすることを目指した建物のこと

数値目標

| 指標 | 基準年の値 (基準年) | 目標値 (目標年) |
|-----------------|---|---|
| 県内における温室効果ガス排出量 | 1,097.3 万トン -CO ₂ (H25 年度) | 592.5 万トン -CO ₂ (R12 年度) |
| 県内におけるエネルギー消費量 | 146.2 千TJ* (H25 年度) | 108.3 千TJ (R12 年度) |



県内における温室効果ガス排出量の推移

(都道府県別エネルギー統計や総合エネルギー統計等の各種データを基に長崎県で作成)

※令和 4 年度は、九州電力の原子力発電所の定期検査の長期化により、電力排出係数が増加したことが影響したため、スポット的に点線を上回っていますが、これは一時的な現象であり、全体としては温室効果ガスの排出量は概ね順調に削減が進んでいると評価しています。



県内におけるエネルギー消費量の推移

(都道府県別エネルギー統計や総合エネルギー統計等の各種データを基に長崎県で作成)

※全体として県内の省エネの取組は進んでいますが、令和 12 年度の目標達成に向けては、更なる節電や省エネの取組を進める必要があります。

* TJ:J(ジュール)はエネルギーの国際単位で、熱や電気、運動などあらゆる形のエネルギーを表し、1TJ(テラジュール)は1兆ジュール

②様々な主体と連携した取組の推進

<取組に関するSDGsのゴール>



今後の取組

- 1_県民の脱炭素・資源循環型ライフスタイルへの転換のため、月毎に取組テーマを決め、具体的な環境にやさしい行動を促す「ゼロカーボンアクション12[※]」を発信します。
(県民生活環境部)【課題等(1)・(2)・(3)・(5)・(6)】
- 2_ながさき環境県民会議[※]、市町地球温暖化対策協議会[※]、長崎県地球温暖化防止活動推進センター[※]、長崎県地球温暖化防止活動推進員[※]や関係団体と連携し、環境学習会や環境イベントなどの開催及びSNSや広報媒体による啓発等を通じて、家庭や事業所における省エネ活動等の普及を促進します。
(県民生活環境部)【課題等(1)・(2)・(3)・(5)・(6)・(7)】
- 3_市町における地球温暖化対策実行計画[※]策定への助言、県や脱炭素先行地域[※]の取組事例の共有など地域脱炭素[※]に取り組む市町を支援します。
(県民生活環境部)【課題等(1)・(2)・(3)・(5)・(6)・(7)】
- 4_九州での再生可能エネルギー産業の拠点化を目指すため、九州地域戦略会議で策定された「再生可能エネルギーの産業化を目指すアクションプラン(九州モデル)」を着実に実行します。(再掲)
(産業労働部)【課題等(1)・(2)・(3)・(5)】
- 5_洋上風力発電事業などの海洋エネルギー関連産業において、県内企業の新規参入や受注獲得を後押しし、浮体式に関する世界初のサプライチェーン構築等を推進します。(再掲)
(産業労働部)【課題等(1)・(2)・(3)・(5)】
- 6_九州エコファミリー応援アプリ[※](以下、「エコふぁみ」という。)や、家庭向け省エネアドバイス制度[※]を通じて、家庭における取組を促進するとともに、エコふぁみ協賛店及び省エネアドバイス認定事業者の拡充を図ります。
(県民生活環境部)【課題等(1)・(2)・(3)・(4)・(5)・(6)】

[※] ゼロカーボンアクション12: 県民の脱炭素・資源循環型ライフスタイルへの転換を進めるため、誰にでもできる環境にやさしい行動として推奨している12のアクション

[※] ながさき環境県民会議: 脱炭素・循環型社会づくりを目的に、県民、事業者、関係団体等で構成する組織

[※] 市町地球温暖化対策協議会: 市町がその区域全体で温暖化対策に取り組むために設置した住民・関係団体・行政等で構成する協議体

[※] 長崎県地球温暖化防止活動推進センター: 地域(住民や事業者)における温暖化対策の普及啓発を行う団体として、長崎県が指定した団体

[※] 長崎県地球温暖化防止活動推進員: 地域(住民や事業者)に対して温暖化対策の普及啓発を行う個人で、長崎県が委嘱した方々

[※] 地球温暖化対策実行計画: 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画のことで、地方公共団体が策定する地域における温室効果ガス排出削減のための実行計画

[※] 脱炭素先行地域: 2050年カーボンニュートラル実現に向け、民生部門の電力消費に伴うCO₂排出を実質ゼロにするなど地域特性に応じた先行的な脱炭素の取組を行う地域

[※] 地域脱炭素: 地域の特性や資源を活かして、温室効果ガスの排出を削減しながら、地方創生や地域課題の解決を同時に進める戦略

[※] 九州エコファミリー応援アプリ: 省エネ・省資源など地球環境にやさしい活動に取り組む県民を支援する九州7県公式の環境アプリ

[※] 家庭向け省エネアドバイス制度: 家庭における省エネの取組を推進するため、県の認定を受けた民間事業者が、通常業務の中で県民と接する機会を活用し、省エネアドバイスを行う制度

7_運輸部門における温室効果ガス排出量を削減するため、「ノーマイカー[※]」や「エコドライブ[※]」などのスマートムーブを推進します。

(県民生活環境部)【課題等(1)・(2)・(3)・(5)・(6)・(7)】

8_長崎県未来につながる環境を守り育てる条例[※](以下、「長崎県未来環境条例」という。)に基づき、温室効果ガスを多量に排出する事業者に対して、温室効果ガス排出削減計画書及び報告書の提出と併せてチェックリストの実施を求めることにより、事業活動に伴い排出される温室効果ガスの排出削減対策を促進します。

(県民生活環境部)【課題等(1)・(2)・(3)・(5)・(7)】

9_事業者の脱炭素経営を促すため、セミナー開催などの支援を行います。

(県民生活環境部)【課題等(1)・(2)・(3)・(5)・(7)】

数値目標

| 指標 | 基準年の値 (基準年) | 目標値 (目標年) |
|-------------------|-----------------|------------------|
| 地球温暖化対策に取り組む県民の割合 | 68.8% (R6年度) | 80.0% (R12年度) |



ゼロカーボンアクション12の周知チラシ(令和7年9月のテーマ)

出典:長崎県ホームページ「ながさきデコ活 ゼロカーボンアクション12」

[※] ノーマイカー:自動車の使用を控え、公共交通機関、自転車、徒歩などの環境にやさしい移動手段を利用すること

[※] エコドライブ:燃費向上に配慮した運転(ふんわりアクセル、早めの減速など)で交通安全にもつながるもの

[※] 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例:地球温暖化対策の推進をはじめとする環境保全のための必要な事項を定めたもの

③温室効果ガスの吸収機能の保全と強化

<取組に関するSDGsのゴール>



今後の取組

1_温室効果ガスを吸収するなど、森林の持つ公益的機能[※]を持続的に発揮させるため、間伐（搬出間伐[※]）等の森林整備を推進します。

（農林部）【課題等（1）・（2）・（3）・（4）・（5）】

2_藻場[※]機能を有した増殖場[※]の整備を推進するとともに、藻場保全活動組織の取組促進やブルーカーボンプレジット[※]の活用による持続的な保全活動を促進します。

（水産部）【課題等（1）・（2）・（3）・（4）・（5）】

数値目標

| 指標 | 基準年の値 （基準年） | 目標値 （目標年） |
|--------|-------------------|--------------------|
| 搬出間伐面積 | 1,676ha （R5年度） | 1,776ha （R12年度） |



搬出間伐作業中の様子（長崎県撮影）

[※] 森林の持つ公益的機能：木材等の物質生産を除いた水源涵養等の森林が持つさまざまな機能。森林所有者以外にも恩恵がもたらされるため、公益的と表現される

[※] 搬出間伐：伐採した木を林外に運び出し、利用する間伐

[※] 藻場：海中に海藻や海草が密生し、それが一定の広がりをもっているところをいう。水生生物の産卵・育成・生息場として重要

[※] 増殖場：自然石やコンクリートブロックなどを設置して、水産生物の産卵の場、幼魚や稚魚の隠れ場・餌場をつくり、水産資源の維持・増大を図るもの

[※] ブルーカーボンプレジット：海洋生態系によって吸収・貯蓄される炭素を定量化して取引可能なクレジットにしたもの

2 気候変動への適応策の推進

①気候変動(地球温暖化)の影響が予防・軽減された社会づくりの促進

<取組に関するSDGsのゴール>



今後の取組

1_県民をはじめ、幅広い関係者と連携しながら、長崎県地球温暖化(気候変動)適応策を着実に推進します。

(県民生活環境部)【課題等(4)・(5)】

2_気候変動適応法^{*}に基づき設置した長崎県気候変動適応センター^{*}により、熱中症リスク等の県内の気候変動影響の将来予測を行うとともに、熱中症対策や防災対策をはじめとする適応策に関する情報を発信し、県民の適応策への理解を深めます。

(県民生活環境部)【課題等(4)・(5)】

3_長崎県地球温暖化防止活動推進センター、長崎県地球温暖化防止活動推進員、長崎県気候変動適応センターと協力し適応策を発信できる人材を育成し、県民の学びの充実を図ります。

(県民生活環境部)【課題等(4)・(5)】

4_気候変動適応法に基づく熱中症特別警戒情報^{*}に備え、市町と連携し、市町が指定した指定暑熱避難施設^{*}の普及啓発を図ります。

(県民生活環境部)【課題等(4)・(5)】

5_暑熱環境^{*}による健康被害を予防するため、県民が熱中症予防行動を理解、実践し、日頃から備えるよう、効果的な普及啓発や積極的な情報提供を行います。

(福祉保健部)【課題等(4)・(5)】

6_主要品目の病害虫の発生状況等を定期的に調査し、防除に必要な発生予察情報を提供することにより、適切な防除を推進します。

(農林部)【課題等(4)・(5)】

^{*} 気候変動適応法:気候変動による日常生活や経済活動等への様々な影響を予防・軽減するための対策(適応策)を推進することを目的とした法律

^{*} 長崎県気候変動適応センター:気候変動適応法に基づき長崎県内の気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点として長崎県環境保健研究センター内に設置したもの

^{*} 熱中症特別警戒情報:気候変動適応法に基づき、暑さ指数(WBGT)が35に達すると予測される場合に発表される注意喚起情報(=熱中症特別警戒アラート)

^{*} 指定暑熱避難施設:気候変動適応法に基づき市町が指定する施設で、熱中症特別警戒情報が発表された際に、誰もが一時的に暑さを避けることができる公共的な施設

^{*} 暑熱環境:気温・湿度・ airflow・輻射熱が複合的に影響し、人体に熱負荷を与える環境のこと。暑熱環境下では、身体からの熱放散が妨げられ、体温が上昇しやすくなる

7_気候変動(地球温暖化)による農業への影響に対応していくための品種や技術等の調査・開発・実証・普及の取組により気候変動に強い産地づくりを推進します。

(農林部)【課題等(4)・(5)】

8_異常気象も含めた自然災害による土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害から生命財産を守るため、土砂災害防止施設の整備などのハード対策や、土砂災害警戒区域等の指定促進、土砂災害警戒情報の周知などのソフト対策に取り組めます。

(土木部)【課題等(4)・(5)】

数値目標

| 指標 | 基準年の値 (基準年) | 目標値 (目標年) |
|-------------------------------------|-----------------|------------------|
| 気候変動適応策(熱中症対策、防災対策の両方)に取り組んでいる県民の割合 | 46.2% (R6年度) | 70.0% (R12年度) |



長崎県気候変動適応センター(長崎県環境保健研究センター内)による情報発信

(左側)長崎県撮影、(右側)出典:長崎県ホームページ「長崎県気候変動適応センター ニュース&トピックス」

第2節 人と自然が共生する社会づくり

めざす社会の姿

基本目標Ⅱ「人と自然が共生する社会づくり」でめざす社会の姿は、次のとおりです。

- ◎ 県民、事業者、行政等の多様な主体により自然の恵みの重要性が理解され、生物多様性の損失を防止し、生きものの生息・生育環境が保全・再生されている
【対応する課題等：(1)・(2)・(3)・(4)】
- ◎ 自然とふれあえる利用環境の創出により、地域が賑わい、人と自然が共生している
【対応する課題等：(2)・(5)・(6)】

課題等

※「キーワード」を下線付きにしています。

第4次計画を策定後、次のような社会経済情勢の変化や新たな課題が生じています。

- (1) 昆明・モントリオール生物多様性枠組[※]の採択や生物多様性国家戦略2023-2030[※]の策定を受け、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させるネイチャーポジティブ[※]の実現や、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全すること(30by30[※])といった新たな目標が掲げられるなど、国内外で生物多様性の保全と活用に対する要請が高まっています。
- (2) 開発行為や人の関りの低下による二次的な自然環境(里地里山[※]、里海[※]等)の劣化、外来生物や増え過ぎた野生鳥獣の被害、気候変動による影響などにより引き続き生物多様性の損失が生じており、特に、人口減少・高齢化による自然環境の保全・管理の担い手不足は深刻化しています。
- (3) 希少種保全や外来生物対策、鳥獣被害対策、保護地域や自然共生サイト[※]における健全な生態系の確保に加え、ネイチャーポジティブに向けて生物多様性を社会経済活動の基盤として守り活用する取組の推進が求められています。
- (4) 県民、事業者、行政等が長崎県の生物多様性の豊かさと自然の恵み(農林水産業の生産基盤や県土保全機能、環境調整機能などの生態系サービス[※]等)を認識し、社会経済活動において配慮することが必要です。特に、事業活動における生物多様性への影響の把握や情報開示等を通じたネイチャーポジティブに資する経済の実現など、企業に対する要請が高まっています。
- (5) デジタル社会・情報化社会の進展等により日常生活におけるリアルな自然体験が減少する一方、コロナ禍を経て自然豊かな地域で過ごすスタイルへの志向も高まっています。
- (6) 生活者または旅行者として、豊かな自然にふれあえる環境へのニーズは高まっていることに加え、訪日外国人旅行者も回復傾向にあり、国立公園や国定公園など地域の強みである自然を守り生かし、持続可能な地域づくりを進めていく必要があります。

[※] 昆明・モントリオール生物多様性枠組：2022年に開催された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)で採択された生物多様性保全にかかわる世界目標

[※] 生物多様性国家戦略2023-2030：生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)において採択された世界目標を踏まえて策定された、我が国の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画

[※] ネイチャーポジティブ：「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指し、世界目標及び国家戦略において2030年までの実現を掲げている。日本語では「自然再興」と呼ぶ

[※] 30by30：世界目標に掲げられた目標のひとつで、「2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全すること」を目指す

[※] 里地里山：集落とその周辺にある農地・ため池・管理されている山などからなる、人の手が入ることによって生態系のつりあいが保たれている地域。一体的に「里山」と言うこともある

[※] 里海：人手をかけることで、生物生産性と生物多様性が高くなった沿岸の海域

[※] 自然共生サイト：民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域で、地域生物多様性増進法に基づき国が認定する区域

[※] 生態系サービス：人々が生態系から得ることのできる便益のことで、食料、水、木材、繊維、燃料などの「供給サービス」、気候の安定や水質の浄化などの「調整サービス」、レクリエーションや精神的な恩恵を与える「文化的サービス」、栄養塩の循環や土壌形成、光合成などの「基盤サービス」がある

めざす社会を実現するため、特に次の取組に注力しながら、具体的な施策の展開を図ります。

○生物多様性の保全

○自然の恵みに関する理解促進と活用



ツシマヤマネコ

出典：対馬野生生物保護センターホームページ「ツシマヤマネコ関連資料」



雲仙天草国立公園 普賢岳山頂からの平成新山の眺め
(長崎県撮影)



西海国立公園 展海峰からの九十九島の夕景
出典：長崎県自然公園ガイドホームページ「フォトギャラリー」

1 生物多様性の保全

① 生物多様性が確保された地域の拡大

<取組に関する SDGs のゴール>



今後の取組

1_絶滅危惧種^{*}のうち特に保護の必要性が高い種については、長崎県生物多様性保全戦略に基づき、保全すべき種や区域の指定など規制による保護を推進します。

(県民生活環境部)【課題等(1)】

2_対馬のみに生息し、国内希少野生動植物種であるツシマヤマネコの保護増殖事業として、普及啓発や生息状況モニタリング調査等を行うなど、環境省、林野庁、対馬市等の関係機関と連携した取組を推進します。

(県民生活環境部)【課題等(1)・(3)】

3_自然景観、野生動植物や生態系に関する調査などの結果を踏まえ、必要に応じて自然公園区域及び公園計画の見直し等を図ります。

(県民生活環境部)【課題等(1)】

4_本県における外来種の実態を示した長崎県外来種リスト^{*}をもとに、関係機関と連携して外来種の影響を受けている地域における防除の取組を推進します。

(県民生活環境部)【課題等(2)・(3)・(4)】

5_藻場機能を有した増殖場の整備を推進するとともに、藻場保全活動組織の取組促進やブルーカーボンクレジットの活用による持続的な保全活動を促進します。(再掲)

(水産部)【課題等(1)・(2)】

6_漂流漂着ごみや海洋プラスチック^{*}ごみによる沿岸・海洋生態系や野生生物への影響を低減するため、海岸漂着ごみ等の回収処理、発生抑制対策事業を実施します。

(県民生活環境部)【課題等(1)・(6)】

^{*} 絶滅危惧種:絶滅の危機にある生物種のこと、現在生存している個体数が減少しており、絶滅のおそれの高い野生生物種

^{*} 長崎県外来種リスト:長崎県の貴重な生態系や私たちの暮らしに被害を及ぼす恐れがある外来種をまとめたもの

^{*} 海洋プラスチック:海洋に流出する廃プラスチック類

7_農業生産活動を通じ、農業・農村の有する県土の保全、水源の涵養^{*}、良好な景観形成等の多面的な機能の維持・発揮を図るため、農地や土地改良施設などの保全活動について支援します。また、中山間地域^{*}における農地を維持・管理し、農業生産活動を継続する取組に対して支援します。

(農林部)【課題等(1)・(2)・(4)】

8_適切な森林整備を推進し、健全な森林を育成することで、生物多様性を確保し、森林の多面的機能^{*}の更なる発揮に寄与します。

(農林部)【課題等(1)】

9_野生鳥獣による生態系被害や農林業被害等の防止のため、指定管理鳥獣対策事業^{*}を活用して鳥獣の捕獲等による管理強化を図ります。また、人の安全に配慮した防護柵の設置や効果的な捕獲の実施等、被害防止対策を推進します。

(県民生活環境部、農林部)【課題等(2)・(3)】

10_生物多様性に配慮した営農活動(有機農業^{*}、総合的病虫害・雑草管理等)を推進します。

(農林部)【課題等(4)】

11_ガン・カモ類の飛来状況、狩猟鳥獣等の生息分布状況や生息密度等の情報収集に努め、鳥獣保護管理事業計画^{*}の策定や鳥獣保護区^{*}の指定等、鳥獣の保護管理に活用します。

(県民生活環境部、農林部)【課題等(1)・(2)・(3)】

12_市町や民間団体等が実施する希少種等の保全活動や生息生育空間の創出等の取組を支援することにより、生物多様性保全への多様な主体の参画を促進します。

(県民生活環境部)【課題等(1)・(2)・(3)・(4)】

13_藻場の回復と水産生物の生息に配慮した漁港施設の整備を図ります。

(水産部)【課題等(1)・(2)】

14_多自然川づくり^{*}を通じて、生物多様性に配慮して事業を実施します。

(土木部)【課題等(1)・(2)】

15_自然環境や希少種の保全・管理のため、名勝・天然記念物の指定、重要文化的景観に選定された地域について、文化庁や市町と連携して維持、管理を行い、生物及び風致の多様性の保全を推進します。

(教育庁)【課題等(2)・(3)】

^{*} 水源の涵養:森林や水田等が降水を蓄え、河川へ流れ込む水の量を調整して洪水を緩和したり、川の流量を安定させる機能や雨水が土壌を通過することにより、水質が浄化される働き

^{*} 中山間地域:山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域(食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)第35条)

^{*} 森林の多面的機能:水源涵養等の森林が持つさまざまな機能、非常に多岐にわたるため、多面的と表現される

^{*} 指定管理鳥獣対策事業:国が指定した指定管理鳥獣(ニホンジカ、イノシシ、クマ類)について、都道府県等が策定した計画に基づき行う調査や捕獲等

^{*} 有機農業:化学合成肥料及び化学合成農薬を使用しないこと、並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業

^{*} 鳥獣保護管理事業計画:環境大臣が定める基本方針に基づき都道府県知事が定める計画で、鳥獣保護区の指定、鳥獣の捕獲や調査など、野生鳥獣の保護と管理について定めた計画

^{*} 鳥獣保護区:鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣の保護を図るために指定された区域

^{*} 多自然川づくり:河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと

数値目標

| 指標 | 基準年の値 (基準年) | 目標値 (目標年) |
|--------------------------------|----------------|------------------|
| 生物多様性保全活動により維持・再生されたエリアの面積(累計) | 65ha (R6年度) | 100ha (R12年度) |

②多様な主体による保全活動の促進

<取組に関するSDGsのゴール>



今後の取組

1_市町や民間団体等が実施する希少種等の保全活動や生息生育空間の創出等の取組を支援することにより、生物多様性保全への多様な主体の参画を促進します。(再掲)
(県民生活環境部)【課題等(1)・(2)・(3)・(4)】

2_学校等において、生物多様性に関する講演会や保全活動体験、自然体験活動、自然環境学習等の推進を図ります。
(県民生活環境部)【課題等(2)・(4)】

3_本県における外来種の実態を示した長崎県外来種リストを周知することにより、外来種への関心と防除意識の喚起を図ります。また、外来種の生態やペットの終生飼養*に関する情報をホームページへ掲載するとともに、リーフレットの作成等により県民や事業者向けに分かりやすく情報発信します。
(県民生活環境部)【課題等(2)・(3)・(4)】

4_絶滅のおそれのある種の保全を推進するため、希少野生動植物種等の生息・生育状況の調査及び情報収集を行い、最新の生息・生育状況を反映したレッドリスト*を作成します。
(県民生活環境部)【課題等(1)・(2)・(3)】

5_希少野生動植物の生息生育状況、外来種の影響等の自然環境に関する基礎データの収集や現状把握を行うとともに、データベースを構築し、生物多様性の保全に向けた各主体の取組への活用を図ります。
(県民生活環境部)【課題等(1)・(2)・(3)・(4)】

6_海砂採取の方法や採取する区域等についての規制を行い、採取量を制限するなど適正な管理を行います。また、海砂採取の水産資源、海域環境への影響に関する調査研究等を引き続き実施して生態系の保全に留意します。
(土木部)【課題等(1)】

* 終生飼養：ペット等を、飼い主が命が終わるまで適切に飼養し続けること

* レッドリスト：日本に生息又は生育する野生生物について種の絶滅の危険度を客観的に評価してリストにまとめたもの

7_環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」※や「ながさきグリーンサポーターズクラブ」※、SNS等を活用した環境関連情報の発信やネットワークの強化を行い、環境教育や環境保全活動を推進します。

(県民生活環境部)【課題等(4)】

8_環境活動指導者養成講座※や環境アドバイザー※派遣を実施し、保全活動の指導者の育成・確保と人材活用による地域活動の推進を図ります。

(県民生活環境部)【課題等(4)】

9_NPO※や森林ボランティア団体、企業などの多様な担い手による森林づくりを推進するとともに、活動の支援を行います。

(農林部)【課題等(2)・(4)・(5)】

数値目標

| 指標 | 基準年の値 (基準年) | 目標値 (目標年) |
|--------------------|----------------|-------------------|
| 民間主体の保全活動への県民の参加者数 | 558人 (R6年度) | 1,000人 (R12年度) |



自然共生サイト(佐世保市小森川)での生きもの観察会(長崎県撮影)

※ 環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」:環境関連の活動や団体・人材に関する情報、環境行政の情報など様々な情報を提供している総合情報サイト
 ※ ながさきグリーンサポーターズクラブ:環境に関心のある県民や環境団体、事業者、学校等が、身近な環境保全活動や環境イベント等の情報を共有し、活動の輪を広げていくためのクラブ
 ※ 環境活動指導者養成講座:環境活動への取組を促進するため、環境教育や環境活動を実践する指導者を養成する講座
 ※ 環境アドバイザー:環境保全に関する知識の普及を図るため、県に登録された環境に関する知識や経験を有する人
 ※ NPO:Non-Profit Organization 様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称

2 自然の恵みに関する理解促進と活用

①社会経済活動における各主体の理解促進

<取組に関するSDGsのゴール>



今後の取組

1_自然の恵みや生物多様性の重要性の理解促進を図るため、環境月間等の各種イベント等の機会を活用した普及啓発や、ホームページ等での生物多様性に関する各種情報（自然環境の現況や施策、保全活動等に関する情報）の発信を行います。

（県民生活環境部）【課題等（4）】

2_環境副教材の作成・配布等により、学校等における生物多様性に関する環境学習を推進します。

（県民生活環境部）【課題等（4）】

3_学校等において、生物多様性に関する講演会や保全活動体験、自然体験活動、自然環境学習等の推進を図ります。（再掲）

（県民生活環境部）【課題等（2）・（4）】

4_企業や事業者等に対して、勉強会や講演会等による情報提供を通じて生物多様性の恵みや重要性に関する理解促進を図ります。また、企業や事業者等による生物多様性保全活動との連携や支援、先進事例の紹介等を行い、取組を推進します。

（県民生活環境部）【課題等（1）・（3）・（4）】

5_希少野生動植物の生息生育状況、外来種の影響等の自然環境に関する基礎データの収集や現状把握を行うとともに、データベースを構築し、生物多様性の保全に向けた各主体の取組への活用を図ります。（再掲）

（県民生活環境部）【課題等（1）・（2）・（3）・（4）】

数値目標

| 指標 | 基準年の値 （基準年） | 目標値 （目標年） |
|---------------------|----------------------------|-----------------------------|
| 生物多様性保全に関する取組への参画割合 | 県民：39% 企業：31% （R7年度） | 県民：49% 企業：41% （R12年度） |

②自然とふれあえる利用環境づくり

<取組に係る SDGs のゴール>



今後の取組

- 1_自然とのふれあいの推進のため、生物多様性の見える化や自然公園等の情報発信を進め、自然に親しむ活動（登山・トレッキングやキャンプ、自然観察等）を促進します。
(県民生活環境部)【課題等(3)・(4)・(5)・(6)】
- 2_自然公園施設の安全で快適な利用に資するため、歩道やトイレ、駐車場などの整備のほか、ドローンを活用した巡視により効率的な維持管理を行います。
(県民生活環境部)【課題等(3)・(4)・(5)・(6)】
- 3_自然資源の活用と利用促進のため、自然公園等における訪日外国人観光客受入環境整備の推進や国立公園雲仙の滞在環境の上質化を推進します。
(県民生活環境部)【課題等(6)】
- 4_地元関係者と連携し、地質等の地域資源を活用したジオパーク※活動を推進します。
(県民生活環境部)【課題等(4)】
- 5_温泉の保護管理と適正利用を推進するとともに、温泉資源等を活用した温泉地の活性化を推進します。
(県民生活環境部)【課題等(5)・(6)】
- 6_農山村地域の資源を活用した農泊※を推進するため、県内の農泊 PR による誘客対策、人材育成や新たな担い手確保などに取り組み、都市住民等との交流促進による地域の活性化を図ります。
(農林部)【課題等(5)】

数値目標

| 指標 | 基準年の値 (基準年) | 目標値 (目標年) |
|----------|----------------------|-----------------------|
| 自然公園利用者数 | 10,843 千人 (R6 年度) | 14,000 千人 (R12 年度) |

※ ジオパーク:美しい自然景観や学術的価値を持つ自然遺産を用いて、その土地や地球の成り立ちを知り、私たちとの関わりを楽しく学び、感じることができる自然公園

※ 農泊:日本ならではの伝統的な生活体験と農村地域の人々との交流を楽しみ、農家民宿、古民家を活用した宿泊施設など、多様な宿泊手段により旅行者にその土地の魅力を味わってもらう農山漁村滞在型旅行

第3節 循環型社会づくり

めざす社会の姿

基本目標Ⅲ「循環型社会づくり」でめざす社会の姿は、次のとおりです。

◎県民、事業者、行政等が一体となり、ごみ削減や再利用・リサイクルなど、環境に配慮した行動が実践され、循環型社会となっている
【対応する課題等：(1)・(2)・(3)・(4)・(5)・(6)・(7)・(8)・(9)・(10)・(11)】

課題等

※「キーワード」を下線付きにしています。

第4次計画を策定後、次のような社会経済情勢の変化や新たな課題が生じています。

- (1) 本県は、国内・県内で発生するプラスチックごみ等だけでなく、日本列島の西端に位置し、黒潮から派生する対馬暖流の影響を受けやすい地理的な特性と、海岸線が全国第2位の長さを有していること等から海岸漂着ごみが多く、外国由来のプラスチックごみが繰り返し多量に漂流・漂着しています。
- (2) 海洋プラスチック等による環境汚染が世界的な課題となっており、マイクロプラスチック※ごみについては、生態系に及ぼす影響も懸念されています。
- (3) 海洋プラスチック問題は、多様な主体の適切な役割分担と連携・協力が必要です。
- (4) プラスチック資源循環促進法※によるプラスチック製品の設計から廃棄物の処理に至るまでのライフサイクル全般にわたる包括的な資源循環体制の構築が必要です。
- (5) 廃棄物の排出量削減とリサイクルが進んでいない地域における課題や取組等、現状分析と効果的な対策について、引き続き検討が必要です。
- (6) 本県の焼却ごみのうち、高い割合である厨芥類※及び紙類について、排出量の削減への取組が必要です。
- (7) 本県でも、まだ食べることができる食品が廃棄されており、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要です。
- (8) 製造側が必要とする再生材の質と量を確保することを目的とした新たな法制度により、製造業者・廃棄物処理業者等が連携して、質の高い再生材の利活用に取り組む必要があります。
- (9) 今後大量に発生する使用済太陽光パネルの適正処理・リサイクルの推進が必要です。
- (10) 不法投棄等の不適正処理については、未然防止を図るとともに、早期発見による被害の拡大を防ぐ必要があります。
- (11) 排出事業者の意識向上を図る研修等の取組も必要です。

めざす社会を実現するため、特に次の取組に注力しながら、具体的な施策の展開を図ります。

- 食品ロス削減などの4Rの推進
- プラスチックごみの発生抑制・再資源化の促進
- 廃棄物の適正処理の推進

※ マイクロプラスチック：一般的に5mm未満とされる微細なプラスチック。海洋生態系への影響が懸念されており、世界的な問題となっている

※ プラスチック資源循環促進法：国内におけるプラスチック資源循環を促進する重要性が高まり、令和3年6月に成立した法律であり、プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んだもの

※ 厨芥類：台所から出る食べ物の残りや野菜くず、調理くずなどの生ごみ

1 食品ロス削減などの 4R の推進

①食品ロス削減などのごみの発生抑制、排出抑制、再使用、リサイクルの推進

<取組に関する SDGs のゴール>



今後の取組

1_長崎県廃棄物処理計画に基づき、県民、事業者、NPO、大学及び市町などの関係主体と連携しながら、4R を推進します。

(県民生活環境部)【課題等(5)・(6)・(7)】

2_「ながさき環境県民会議」を中心とした 4R 推進のための県民運動を展開していきます。

(県民生活環境部)【課題等(5)・(6)・(7)】

3_長崎県食品ロス削減推進計画※に基づき、消費者、事業者等に対する意識改革の普及啓発を行うほか、実効性ある取組の検討を行ったうえで、食品ロス削減のための具体的取組を促進します。

(県民生活環境部)【課題等(7)】

4_紙ごみのリサイクルや生ごみ減量化の推進のため、市町の取組を支援するとともに、市町と連携し、家庭や事業所における分別徹底などの取組実践のための普及啓発を行います。

(県民生活環境部)【課題等(5)・(6)】

5_製造業者と廃棄物処理業者等の連携による質の高い再生材の利活用を促進するため、双方のニーズや技術情報の提供、マッチング支援のあり方等について検討を進めます。

(県民生活環境部)【課題等(8)】

数値目標

| 指標 | 基準年の値 (基準年) | 目標値 (目標年) |
|---------------------|-----------------------|------------------------|
| 1 人あたりの一般廃棄物※の最終処分量 | 26.1kg/人・年 (R6 年度) | 24.2kg/人・年 (R12 年度) |
| 産業廃棄物※の最終処分量 | 170 千トン (R6 年度) | 158 千トン (R12 年度) |
| 1 人 1 日あたりの食品ロス発生量 | 92.9g/人・日 (R5 年度) | 89.4g/人・日 (R12 年度) |

※ 長崎県食品ロス削減推進計画: 本県において、大切な食料資源を無駄にしない意識の醸成と有効活用を図るために策定した計画

※ 一般廃棄物: 「産業廃棄物以外の、家庭や事業活動から出るごみ」と定義され、具体的には、家庭から出る生ごみや紙くずなどの「家庭系ごみ」、事業者の事務所や飲食店から出る「事業系ごみ」、そして「し尿」が含まれる

※ 産業廃棄物: 燃え殻、污泥、廃油、廃プラスチック類など事業活動に伴って生じた廃棄物であって、廃棄物処理法で定める 20 種類の廃棄物

2 プラスチックごみの発生抑制・再資源化の促進

①海岸漂着物等の回収・発生抑制対策の推進やプラスチックごみの再資源化の促進 <取組に関するSDGsのゴール>



今後の取組

- 1_長崎県海岸漂着物対策推進計画※に基づき、国、市町、民間団体等と連携を図りながら、海岸漂着物(多くの外国由来のごみをはじめとした漂着ごみ)の効率的・効果的な回収処理や発生抑制対策等を推進し、マイクロプラスチックの現状把握に努めます。
(県民生活環境部)【課題等(1)・(2)・(3)】
- 2_漂着ごみの発生を未然に防ぐため、環境教育等によって発生抑制対策の充実やボランティア育成を図ります。
(県民生活環境部)【課題等(1)・(2)・(3)・(4)】
- 3_プラスチック資源循環促進法が制定されており、市町、事業者との情報交換や支援制度の助言などを行い、プラスチック製品の発生抑制と再資源化の取組を促進します。また、マイボトルやマイバッグの持参、ワンウェイプラスチック製品※を断る等によるプラスチック製品使用の抑制と分別徹底の意識啓発を推進します。
(県民生活環境部)【課題等(1)・(2)・(3)・(4)】
- 4_太陽光パネルの適正なりサイクルの推進に向けて、国のリサイクル義務化に向けた法整備の動向を踏まえつつ、市町、関係機関等と連携し、必要な情報提供や周知啓発に取り組みます。
(県民生活環境部)【課題等(9)】

数値目標

| 指標 | 基準年の値 (基準年) | 目標値 (目標年) |
|---------------------|-----------------|------------------|
| 官民による海岸漂着物等の回収活動事業数 | 131事業 (R6年度) | 140事業 (R12年度) |



日韓市民ビーチクリーンアップ事業(海岸清掃)

提供: 対馬市

※ 長崎県海岸漂着物対策推進計画:長崎県の海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための計画

※ ワンウェイプラスチック製品:使い捨てのプラスチック製品

3 廃棄物の適正処理の推進

①排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対する適正処理の推進

<取組に関するSDGsのゴール>



今後の取組

1_計画的に監視パトロールを実施し、不法投棄・違法焼却の未然防止及び早期発見・改善に努めます。

(県民生活環境部)【課題等(10)】

2_産業廃棄物処理業者等への立入検査や産業廃棄物最終処分場[※]の水質検査等を実施し、不適正処理の未然防止及び早期発見・改善に努めるとともに、処理施設の適正な維持管理を推進します。

(県民生活環境部)【課題等(10)】

3_優良産廃処理業者の育成を推進します。

(県民生活環境部)【課題等(10)】

4_排出事業者の意識向上を図るため、建設業者や医療業者など複数の業界に対して廃棄物の適正処理に関する研修会を実施します。

(県民生活環境部)【課題等(11)】

5_家畜排せつ物の有効利用のために堆肥[※]化を推進し、生産された堆肥の広域流通を図り、資源循環型農業[※]の構築を推進します。

(農林部)【課題等(5)】

6_食品残さ等飼料(エコフィード[※])の利活用を推進し、本県畜産業の健全な発展と資源循環型社会[※]の構築を推進します。

(農林部)【課題等(5)】

[※] 産業廃棄物最終処分場:産業廃棄物のうち、再利用、再資源化が困難なものを埋立処分する施設

[※] 堆肥:様々な有機物質を原料とし、好氣的発酵によって腐熟させ、成分的に安定化し施用に適する性状にしたものをいう。家畜ふん堆肥は、家畜ふんだけを原料とする場合もあるが、稲ワラ、モミガラ、おが屑等の副資材を混合し、通気性を改善してから堆肥化するのが一般的である

[※] 資源循環型農業:家畜排せつ物由来の堆肥による農地の地力の維持増進や耕種農家から発生する稲わら、もみ殻等の畜産農家での利用などにより資源の循環利用が図られ、地域社会と調和した農業のこと

[※] エコフィード:食品製造副産物等を活用した飼料。環境にやさしい(ecological)や節約する(economical)等を意味するエコ(eco)と飼料を意味するフィード(feed)を併せた造語

[※] 資源循環型社会:廃棄物等の発生抑制、廃棄物等のうち有用なものの循環利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会

7_公共工事において3R^{*}の徹底並びにリサイクル材・製品の積極活用を目指します。

(土木部)【課題等(5)】

8_地域園芸用等廃プラスチック適正処理推進対策協議会^{*}と連携し、本県における園芸用廃プラスチックの適正処理に向けた啓発活動を行うとともに、回収処理体制の維持と排出量削減に向けた取組を推進します。

(農林部)【課題(5)・(10)・(11)】

数値目標

| 指標 | 基準年の値 (基準年) | 目標値 (目標年) |
|-----------------|----------------|------------------|
| 産業廃棄物処理業者の基準適合率 | 97% (R6年度) | 97%以上 (R12年度) |



陸域での不法投棄等監視合同パトロール(長崎県撮影)



海域での不法投棄等監視合同パトロール(長崎県撮影)

^{*} 3R: 減らす(Reduce)、再使用する(Reuse)、新しいものに作りかえて再生利用する(Recycle) こと

^{*} 地域園芸用等廃プラスチック適正処理推進対策協議会: 市町やJA等を構成員に県内15地域に設立され、農業者と産業廃棄物処分委託契約の締結をするとともに、園芸用等廃プラスチックの適正処理推進のための啓発・普及活動等を行っている組織

第4節 安全・安心で快適な環境づくり

めざす社会の姿

基本目標Ⅳ「安全・安心で快適な環境づくり」でめざす社会の姿は、次のとおりです。

- ◎海域や河川などの水環境や大気環境が保全され、県民が暮らしやすい生活環境が確保されている【対応する課題等：(1)・(2)・(3)・(4)・(5)・(6)・(8)・(9)】
- ◎良好な景観が守られ、県民が快適に暮らせる生活環境が確保されている【対応する課題等：(2)・(3)・(7)・(8)・(10)・(11)・(12)・(13)】

課題等

※「キーワード」を下線付きにしています。

第4次計画を策定後、次のような社会経済情勢の変化や新たな課題が生じています。

- (1) 一部の公共用水域※で水質環境基準※がいまだに達成されていない状況であり、汚濁負荷量削減※のため、汚水処理人口普及率※向上や工場・事業場に対する継続的な監視、基準超過時における適切な指導が必要です。
- (2) 大村湾における水質改善傾向の維持や活性化に資する各種取組の継続が必要です。
- (3) 諫早湾干拓調整池における水質保全目標の達成を目指した水質保全対策の継続的取組や新たな取組の検討・実施が必要です。
- (4) 島原半島の地下水は硝酸性窒素等の環境基準を超過している地点がみられることから、窒素負荷低減対策※の継続的取組が必要です。
- (5) 人の健康や動植物の生息・生育への影響が指摘されている化学物質(PFAS※など)については、環境の状況の把握、知見の集約及び分かりやすい情報発信が求められています。
- (6) 大気汚染物質※については一時的に高い濃度のPM2.5や光化学オキシダントが観測されることがあるため、大気汚染物質の濃度が基準値を超えるような場合は引き続き速やかな県民への注意喚起を行うとともに、分かりやすい情報発信が必要です。
- (7) 令和4年9月の西九州新幹線開業後の新幹線鉄道騒音は、一部の測定地点で環境基準が達成されていない状況です。騒音・振動は感覚的な環境問題であり、問題解決にあたっては関係機関と連携した取組が必要です。
- (8) 長崎県未来環境条例によるごみの投げ捨て等防止・喫煙禁止地区※において、散乱ごみや喫煙行為が一定確認されているため、引き続き巡回指導の実施に加え、地元住民や国内外の観光客に対する更なる周知啓発が必要です。
- (9) 船舶の遭難、衝突等により排出された漂流油による汚染被害を未然に防止するためには、関係機関が連携した対応が必要です。
- (10) 国県道沿線における景観の形成と保全を行うには各種取組の継続が必要です。
- (11) 都市の良好な景観及び環境の保全、潤いのある生活環境の創出のため、緑地の適切な維持管理を行うとともに、景観形成に対する支援や適正な規制・誘導を実施し、意識啓発を促すことが必要です。

※ 公共用水域：河川、湖沼、海域その他の公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝きよ、かんがい用水路その他公共の用に供される水路等の総称

※ 水質環境基準：公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準

※ 汚濁負荷量削減：河川、海域等に流入する陸域から排出される有機物や窒素、磷等の汚濁物質量を削減すること

※ 汚水処理人口普及率：下水道や浄化槽などの汚水を処理する施設を利用できる人の人口に占める割合のこと(汚水処理利用可能人口/行政人口)×100

※ 窒素負荷低減対策：適正な肥培管理や家畜排せつ物の適正管理など、地下水の硝酸性窒素等による汚染を防止するための対策

※ PFAS：通称、パーファス。主に炭素とフッ素からなる化学物質で、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物のこと

※ 大気汚染物質：光化学オキシダントやPM2.5などの大気を汚染する物質

※ 喫煙禁止地区：文化遺産や良好な自然環境を形成している地域及び知事が特に必要と認める地域であって、特に喫煙禁止が必要な地域として長崎県未来環境条例で指定された地区。ただし、自動車内及び屋内、屋外において、喫煙禁止地区内の管理権原者が、望まない受動喫煙を生じさせることがないように配慮し喫煙することができるとして、定めた場所で喫煙する場合での喫煙については適用除外

- (12) 世界遺産の価値を損なわない良好な景観の保全を図るため、開発行為等の事案の事前把握や構成資産内及びその周辺における関係法令の適切な運用等について、関係機関が認識を深めることが必要です。
- (13) 長崎県の空き家率は、全国平均を上回る勢いで増加しています。増え続ける空き家が放置されると景観を害するおそれがあることから、関係機関と連携した取組が必要です。

めざす社会を実現するため、特に次の取組に注力しながら、具体的な施策の展開を図ります。

- 水環境の保全
- 大気環境の保全
- 環境保健の推進
- 快適で美しいまちの保全



大村市森園公園地先に造成した浅場（通称「ガラスの砂浜」、長崎県撮影）



諫早湾干拓調整池の航空写真

提供：九州農政局

1 水環境の保全

①水環境の保全の推進

<取組に関するSDGsのゴール>



今後の取組

- 1_毎年度策定する水質測定計画に基づき、公共用水域の水質汚濁状況の常時監視を行います。
(県民生活環境部)【課題等(1)】
- 2_毎年度策定する水質測定計画に基づき、地下水の水質汚濁状況の常時監視を行います。また、環境基準超過時には、飲用不適を指導するとともに、汚染源が明確な場合、事業者への指導を行います。
(県民生活環境部)【課題等(1)】
- 3_特定施設*等を有する工場・事業場への立入検査を実施し、排水基準の遵守を図るとともに、事業者による自主的な取組の促進を図ります。
(県民生活環境部)【課題等(1)】
- 4_閉鎖性が強い大村湾、佐世保湾、長崎湾、伊万里湾、有明海については、工場・事業場に対して、COD*のほかにも全窒素・全リン*を加えた排水基準の遵守を図るなど富栄養化*対策を図ります。
(県民生活環境部)【課題等(1)・(2)】
- 5_土壌汚染の状況の把握や、汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の対策を実施することにより、県民の健康の保護を図ります。
(県民生活環境部)【課題等(1)】
- 6_海や川の水質を保全し、住民の生活環境の向上を図るとともに、健全な水循環*の恩恵を今後も享受できるよう、下水道・浄化槽*等による汚水処理の普及促進や各種啓発、地下水なども含めた情報収集に取り組みます。
(県民生活環境部)【課題等(1)】

* 特定施設:カドミウム等の有害物質を含む、又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある汚水等を排出する施設で水質汚濁防止法施行令で指定された施設のこと

* COD:Chemical Oxygen Demand(化学的酸素要求量)の略。湖沼や海域の有機性物質等による水質汚濁の程度を表す指標

* 全窒素・全リン:富栄養化の程度を表す指標で窒素又はリンの総量

* 富栄養化:公共用水域への汚濁負荷物質の流入が高まることで、水中の窒素・リンが必要以上に増え、それを栄養として利用する植物プランクトンが急速に増えること

* 健全な水循環:人の活動と環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環

* 浄化槽:し尿や雑排水などの汚水を、住宅などの敷地内で処理する施設

7_諫早湾周辺地域において、肥料の使用量の削減等の環境保全型農業^{*}の現地実証を行い、環境と調和した農業の実践・定着により、人と環境にやさしい農業の推進と諫早湾干拓調整池の水質保全を図ります。

(農林部)【課題等(3)】

8_諫早湾干拓調整池等の閉鎖性水域^{*}及び島原半島地下水への施肥に起因する環境負荷低減のため、局所施用^{*}や緩効性肥料^{*}等を活用した化学肥料低減技術^{*}の普及を図ります。

(農林部)【課題等(2)・(3)・(4)】

9_漂流油等による汚染のおそれがある場合は「漂流油等による長崎県沿岸汚染対策要綱^{*}」に基づく関係機関への情報伝達や指示、自衛隊への派遣要請、市町間調整への助言等を行います。

(危機管理部)【課題等(9)】

10_油濁事故発生時の被害漁業者の救済と漁場被害の拡大防止を図るための負担金を拠出します。

(水産部)【課題等(9)】

11_水源涵養等の森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるため、間伐等の森林整備を推進します。(再掲)

(農林部)【課題等(1)】

数値目標

| 指標 | 基準年の値 (基準年) | 目標値 (目標年) |
|--|---------------------|-------------------|
| 水質汚濁に係る環境基準(海域 COD)の適合率 (海域水質調査地点数に対する環境基準適合地点数の割合) | 76% (R2~R6 年度平均) | 86% (R12 年度) |
| 水質汚濁に係る環境基準(海域全窒素及び全磷)の適合率(海域水質調査地点数に対する環境基準適合地点数の割合) | 82% (R2~R6 年度平均) | 86% (R12 年度) |
| 汚水処理人口普及率 | 84.8% (R6 年度) | 88.7% (R12 年度) |

^{*} 環境保全型農業:自然循環機能を生かした土づくりや化学肥料の使用量削減等による環境負荷の軽減に配慮した農業を推進すること

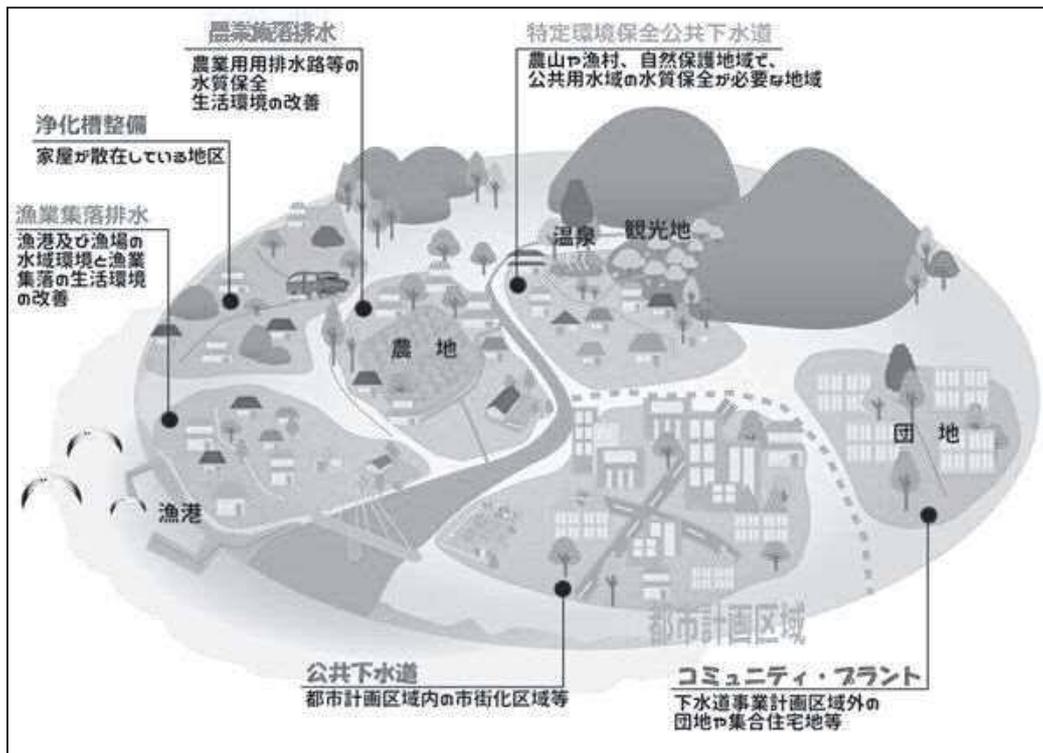
^{*} 閉鎖性水域:湖沼・内湾・内海など水の出入りが少ない水域で、一般に水質汚濁が進行しやすい

^{*} 局所施用:根の周辺などに局部的に施肥すること、肥料の効率的な利用が可能となる

^{*} 緩効性肥料:肥効がゆっくり現れる肥料。環境負荷低減や肥料の削減が期待できる

^{*} 化学肥料低減技術:有機質肥料や緩効性肥料の施用、局所施用など化学肥料の削減につながる施肥技術

^{*} 漂流油等による長崎県沿岸汚染対策要綱:長崎県沿岸に漂流もしくは漂着した油により沿岸汚染又は汚染の恐れがある場合、その拡大防止、防除など長崎県が行う総合的な汚染対策の実施に必要な事項を定めた要綱



汚水処理施設*のイメージ(長崎県作成)

②大村湾・諫早湾干拓調整池の環境保全の推進

<取組に関する SDGs のゴール>



今後の取組

1_「みらいにつなぐ“宝の海”大村湾」の実現を目指し、関係機関と連携して環境保全や活性化に資する取組を推進します。

(県民生活環境部)【課題等(1)・(2)】

2_関係機関と連携して、諫早湾干拓調整池の環境保全や自然豊かな水辺づくりに資する取組を推進します。

(県民生活環境部)【課題等(1)・(3)】

3_下水道・浄化槽等による汚水処理の普及促進や下水道の高度処理*化に取り組みます。

(県民生活環境部、水産部)【課題等(2)】

4_自然生態系から受ける様々な恵み(生態系サービス)を総合的に解析して、閉鎖性水域の里海としての価値の評価に取り組みます。

(県民生活環境部)【課題等(2)】

* 汚水処理施設:し尿や雑排水などの汚水を処理する施設で、下水道や浄化槽などが該当する

* 高度処理:赤潮などの原因となる窒素や磷を除去する汚水処理システム

5_諫早湾干拓調整池の流入負荷削減等の対策を効率的に推進するために、流入する河川などの水質や底質の把握に取り組みます。

(県民生活環境部)【課題等(3)】

数値目標

| 指標 | 基準年の値 (基準年) | 目標値 (目標年) |
|------------------------|-------------------|--------------------|
| 大村湾の水質(COD75%値平均) | 2.5mg/L (R6年度) | 2.0mg/L (毎年度) |
| 諫早湾干拓調整池の水質(COD75%値平均) | 8.6mg/L (R6年度) | 5.0mg/L (R12年度) |

③島原半島の地下水の水質保全

<取組に係るSDGsのゴール>



今後の取組

1_島原半島における地下水の水質保全のため、島原半島窒素負荷低減計画※に基づく施肥対策、畜産対策などの取組を行います。

(県民生活環境部、農林部)【課題等(4)】

2_島原半島地下水への施肥に起因する環境負荷低減のため、局所施用や緩効性肥料等を活用した化学肥料低減技術の普及を図ります。(再掲)

(農林部)【課題等(4)】

数値目標

| 指標 | 基準年の値 (基準年) | 目標値 (目標年) |
|---|----------------|------------------|
| 島原半島地下水定期モニタリング調査(17地点)における硝酸性窒素等の環境基準超過地点数 | 8地点 (R6年度) | 7地点以下 (R12年度) |

* 島原半島窒素負荷低減計画: 島原半島の地下水は、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に関する環境基準の超過率が県内の他の地域に比べて高い傾向にあり、改善に向けた目標や施策の体系、具体的な窒素低減対策等を取りまとめた計画

2 大気環境の保全

①大気環境の保全の推進

<取組に関するSDGsのゴール>



今後の取組

- 1_県内の測定局をネットワーク化し、大気汚染の常時監視を行います。
(県民生活環境部)【課題等(6)】
- 2_大気汚染物質の高濃度発生時には、「長崎県大気汚染緊急時対策実施要綱*」、「オキシダント注意報発令実施要領*」及び「PM2.5の注意喚起等に係る対応方針*」に基づき、情報の提供等迅速に対応します。
(県民生活環境部)【課題等(6)】
- 3_有害大気汚染物質*の調査を実施します。
(県民生活環境部)【課題等(6)】
- 4_ばい煙発生施設等を有する工場・事業場への立入検査を実施し、排出基準の遵守を図るとともに、スマートムーブの展開、アイドリングストップ*やエコドライブの周知などを通じて自動車排出ガスの抑制を進めます。
(県民生活環境部)【課題等(6)】
- 5_冷媒*としてフロン類*が充填されている第一種特定製品(業務用エアコン、業務用冷蔵・冷凍機器など)の管理の適正化を推進するため、第一種フロン類充填回収業者*への立入検査を実施し、大気中へのフロン類の排出抑制を進めます。
(県民生活環境部)【課題等(6)】
- 6_騒音に係る環境基準の類型指定*、騒音・振動・悪臭規制地域*の指定及び見直しを行うとともに、市町が実施する騒音・振動・悪臭の環境監視及び規制事務の支援を行います。
(県民生活環境部)【課題等(7)】

* 長崎県大気汚染緊急時対策実施要綱:大気汚染に係る緊急時の措置を円滑に実施するため必要な事項を定めたもの

* オキシダント注意報発令実施要領:オキシダントに関する注意報発令の円滑な実施を図るため、必要な事項を定めたもの

* PM2.5の注意喚起等に係る対応方針:PM2.5に関する注意喚起の円滑な実施を図るため、必要な事項を定めたもの

* 有害大気汚染物質:継続的に摂取される場合に人の健康を損なうおそれがある物質が大気汚染の原因となるもの

* アイドリングストップ:自動車の駐停車時にエンジンの稼働を停止すること

* 冷媒:冷蔵庫やエアコンなど機器の中で、熱を温度の低い所から高い所へ移動させるために使用される流体の総称

* フロン類:エアコンや冷蔵庫等の「冷媒」として多くの製品に使用されている物質(炭素やフッ素等の化合物)のことで、温室効果を持つとともにオゾン層を破壊する原因物質でもある

* 第一種フロン類充填回収業者:業務用エアコンや業務用冷蔵・冷凍機器であって、冷媒としてフロン類が充填されているもの(第一種特定製品)の整備又は廃棄等の際に、フロン類の充填又は回収を行うために管轄する都道府県知事の登録を受けた事業者

* 類型指定:国が定めている生活環境を保全する上での基準を、県や市が所管する地域に当てはめること

* 騒音・振動・悪臭規制地域:騒音・振動・悪臭について規制する地域として都道府県知事等が指定する地域

7_自動車騒音の環境基準達成状況を把握するため、県が測定する必要がある道路について、定期的に定点調査を実施します。

(県民生活環境部)【課題等(7)】

8_新幹線鉄道騒音の環境基準達成状況を把握するため、定点調査を実施します。また、必要に応じて調査地点の変更や類型指定の見直しを行います。

(県民生活環境部)【課題等(7)】

数値目標

| 指標 | 基準年の値 (基準年) | 目標値 (目標年) |
|--|--------------------|----------------|
| 大気環境基準適合率(県内の測定局で常時監視した大気汚染物質6物質(PM2.5、NOx、SOx、SPM、CO、Ox)の環境基準適合率の平均値) | 87% (R2~R6年度平均) | 88% (R12年度) |



島原大気環境測定局(長崎県撮影)

3 環境保健の推進

①化学物質等の環境リスク対策の推進

<取組に関するSDGsのゴール>



今後の取組

- 1_環境中のダイオキシン類*濃度の常時監視を行うとともに、特定施設を有する工場・事業場における排出基準の遵守状況を監視します。
(県民生活環境部)【課題等(5)】
- 2_大気汚染防止法*に基づくアスベスト*含有建材の有無に係る事前調査の徹底、解体等工事の発注者・施工業者等への普及啓発等を進めることにより、アスベスト飛散防止対策の強化を図ります。
(県民生活環境部)【課題等(5)・(6)】
- 3_低濃度でも長期曝露によって人の健康を損なうおそれのある物質である水銀や六価クロム化合物など、環境基準が未設定の新規汚染物質も含めた大気の常時監視の強化を図ります。
(県民生活環境部)【課題等(5)】
- 4_PFASなどの要監視項目について、国の動向等を踏まえ、公共用水域等の常時監視や知見の集約に努めます。
(県民生活環境部)【課題等(5)】
- 5_緊急に問題となる化学物質に対しては、国の指針等に基づき、環境汚染実態調査、発生源調査等を実施します。
(県民生活環境部)【課題等(5)】
- 6_PRTR法*に規定されている化学物質を取り扱う事業者の届出を審査集計し、国へ報告するとともに、公表することにより、事業者による自主管理の徹底を図り、化学物質の環境への排出を削減します。
(県民生活環境部)【課題等(5)】

数値目標

| 指標 | 基準年の値 (基準年) | 目標値 (目標年) |
|--------------------------|----------------|---------------|
| 環境中のダイオキシン類調査にかかる環境基準適合率 | 100% (R6年度) | 100% (毎年度) |

* ダイオキシン類:塩素を含む有機化合物の一群で、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質として法律で定められたもの

* 大気汚染防止法:工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物、粉じん、水銀等の排出を規制することで、国民の健康を保護し、生活環境を保全することを目的としている

* アスベスト:クリソタイル等、六種類の鉱物で繊維状のもの。これらを重量比0.1%以上含有する製剤その他のものを規制対象としている

* PRTR法:事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とした法律

4 快適で美しいまちの保全

① 良好な景観の形成と保全

<取組に関するSDGsのゴール>



今後の取組

- 1_巡回指導や広報等を通じ、長崎県未来環境条例に基づく「ごみの投げ捨て等防止重点地区[※]」、「喫煙禁止地区」及び「自動販売機設置届出地区[※]」の快適な生活環境づくりを推進します。
(県民生活環境部)【課題等(8)】
- 2_国県道沿線において県が整備した緑地の良好な景観を保全するため、市町(県民)主体の緑豊かな環境づくりを支援し、地域住民の緑化意識の定着を図ります。
(土木部)【課題等(10)】
- 3_国県道沿線の良好な景観を形成するため、電線類の地中化を図ります。
(土木部)【課題等(10)】
- 4_都市の根幹的施設である都市公園の、都市の景観及び環境の保全、潤いのある生活環境の創出、生物多様性の保全などの多面的な機能を適切に維持します。
(土木部)【課題等(11)】
- 5_市町(県民)主体の景観形成への取組に対して技術的・財政的支援を行うとともに意識啓発を促すことで、美しく長崎らしい景観創出を図ります。
(土木部)【課題等(11)】
- 6_屋外広告物条例[※]に基づく適正な規制・誘導を実施するとともに、屋外広告業の登録や講習会を通じた意識啓発を促します。
(土木部)【課題等(11)】
- 7_世界遺産の価値を損なわない良好な景観の保全を図るために、構成資産内及びその周辺における関係法令等を適切に運用していくとともに、事業者・関係部局等との事前協議・調整を行います。
(関係部局)【課題等(12)】

[※] ごみの投げ捨て等防止重点地区:文化遺産や良好な自然環境を形成している地域及び知事が特に必要と認める地域であって、特にごみの散乱防止が必要な地域として長崎県未来環境条例で指定された地区

[※] 自動販売機設置届出地区:文化遺産の周辺地域及び自然公園法の規定により指定された国立公園の周辺地域及び当該地域に至る主要な道路の周辺地域のうち、屋外の自動販売機設置に配慮が必要な区域として長崎県未来環境条例で指定された地区

[※] 屋外広告物条例:良好な景観の形成と風致の維持、そして公衆に対する危害の防止を目的として、屋外広告物の表示や設置、維持、および屋外広告業について必要な規制を行うもの

8_空家等対策の推進に関する特別措置法^{*}に基づく実態調査や対策計画、除却支援、特定空家^{**}などへの行政指導等を行う市町に対し、必要となる技術的な助言や情報提供を行い、連携して空き家対策を行います。

(土木部)【課題等(13)】

9_県管理の公共施設(河川、海岸、道路、港湾等)において、ボランティア(要登録)による清掃美化活動を行っている団体に対して、市町と共に支援し、美しい県土づくりを推進します。

(土木部)【課題等(11)】

数値目標

| 指標 | 基準年の値 (基準年) | 目標値 (目標年) |
|---|----------------|---------------|
| 「ごみの投げ捨て等防止重点地区」の散乱ごみの割合 (地区指定前と比較した散乱ごみの割合) | 7% (R1年度) | 5% (R12年度) |



長崎県未来環境条例の周知パンフレット(長崎県作成)

^{*} 空家等対策の推進に関する特別措置法:平成 27 年 2 月に施行された法律。所有者の義務である空き家の適正管理をしない所有者に対して、市町村が助言、指導、勧告といった行政指導、そして勧告しても状況が改善されなかった場合は命令を出すことができるようになった

^{**} 特定空家:そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等のこと

第5節 環境保全の基盤となる取組の推進・充実（共通取組）

めざす社会の姿

基本目標Ⅴ「環境保全の基盤となる取組の推進・充実（共通取組）」でめざす社会の姿は、次のとおりです。

◎県民一人ひとりが環境に配慮した行動を実践し、環境・経済・社会の相互の課題解決を図る社会システムが構築され、健全で豊かな環境が継承されている
【対応する課題等：(1)・(2)・(3)・(4)・(5)・(6)・(7)・(8)】

課題等

※「キーワード」を下線付きにしています。

第4次計画を策定後、次のような社会経済情勢の変化や新たな課題が生じています。

- (1) 脱炭素社会への移行、自然共生型社会^{*}の推進、循環型社会の推進等、環境に関する様々な課題を解決するため、県民一人ひとりが環境保全に対する意識をさらに高め、持続可能なライフスタイルへの転換を図ることが重要です。
- (2) ナッジ^{*}等の行動科学を活用するなど、実効性の高い環境教育・環境学習等を通じて、環境問題を自分事として捉え、あらゆる主体・世代の県民が自ら行動を変えていくこと（行動変容）が求められています。
- (3) 環境問題と私たちの生活の関連性の総合的・体系的な理解を促し、身近な環境保全活動を引き出すことができる人材の育成を進めるため、学校等において環境教育等に取り組む教職員や、地域等で環境教育等を実践する環境リーダーを育成・確保していく必要があります。
- (4) 環境保全の主体として機能していた地域コミュニティの弱体化が進み、地域の美化活動・ごみの再資源化の取組の縮小、里地里山・里海等の二次的自然の荒廃、野生鳥獣被害の深刻化等、環境・経済・社会へ複合的に関わる課題が顕在化していることから、あらゆる主体が連携・協働した環境保全の取組が求められています。
- (5) 大規模な大気汚染や土壌汚染等に限らず、身近な暮らしの中での騒音・振動・悪臭等の公害への苦情や紛争の解決に向けて、行政が迅速かつ適切に対応することが必要です。
- (6) 環境保全の施策を推進するためのデータ収集や調査研究を継続して実施するとともに、新たな環境問題へ対応する調査研究や技術開発等が必要です。
- (7) 気候変動・熱中症等の共通する課題や、大気汚染や海岸漂着ごみ等の広域的な環境問題を解決するため、アジア地域との連携が必要です。
- (8) 県民が環境問題について理解を深め、環境保全に取り組むためには、効果的で分かりやすい情報発信を積極的に行うことが重要です。

めざす社会を実現するため、特に次の取組に注力しながら、具体的な施策の展開を図ります。

- 人づくりと協働の推進
- 環境配慮の推進・調査研究の充実等

^{*} 自然共生型社会：人間の生活や経済活動が自然環境と調和し、持続可能な形で共存することを目指す社会

^{*} ナッジ：行動科学の知見の活用により、人々が自分自身にとってより良い選択を自発的に取れるように手助けする政策手法

1 人づくりと協働の推進

①環境保全活動の促進や環境教育等の推進

<取組に関するSDGsのゴール>



今後の取組

- 1_長崎県の豊かな環境を将来の世代に引き継いでいくため、一人ひとりが取り組む身近な環境保全活動を支援します。
(県民生活環境部)【課題等(1)】
- 2_県民が身近な環境問題を通じた実践的な学びを通して、環境問題を自分事として捉え、自主的な環境保全活動につながるよう環境教育を推進します。
(県民生活環境部)【課題等(2)】
- 3_環境教育等があらゆる主体、世代、地域の協働により効果的に取り組まれるように、環境意識の浸透を図っている団体相互の連携・協力を促進します。
(県民生活環境部)【課題等(4)】
- 4_人材の育成にあたっては、ESD*やSDGsの考え方も踏まえ、環境問題と私たちの生活の関連性の総合的・体系的な理解を促し、身近な環境保全活動を引き出すことができる人材を育成するため、環境アドバイザー制度や講座等の取組を推進します。
(県民生活環境部)【課題等(3)】
- 5_あらゆる主体、世代、地域が協働するため、環境教育等に関する情報を幅広く提供する環境学習総合サイトを整備・充実します。
(県民生活環境部)【課題等(8)】
- 6_自然の恵みや生物多様性の重要性についての県民の理解を深め、行動につなげていくために、生物多様性保全に関する活動等の支援、自然の恵みにふれる場や機会の創出、社会経済活動における生物多様性に配慮した取組等を推進します。
(県民生活環境部)【課題等(1)・(2)・(4)】
- 7_長崎県教育センターと連携し、学校等で環境教育に関わる教職員に対し、県の自然環境や環境問題についての研修を行い、環境教育を実践する教職員の育成に努めます。
(県民生活環境部)【課題等(3)】
- 8_学校における各教科等における取組や、学校行事や生徒会活動等を通して行う地域清掃や自然環境調査、生態調査等について、長崎県教育センターと協働し、活動を支援するなど、学校での環境教育を推進します。
(教育庁)【課題等(2)・(3)】

* ESD: Education for Sustainable Development 持続可能な開発を実現するために発想し、行動できる人材を育成する教育

数値目標

| 指標 | 基準年の値 (基準年) | 目標値 (目標年) |
|-----------------------|-----------------|-----------------|
| 身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合 | 79.9% (R6年度) | 100% (R12年度) |



環境アドバイザー制度を活用した環境教育(島原市中河川での水生生物調査)
提供: 島原市立第四小学校



長崎県教育センターと連携した教職員向けの環境教育研修講座(長崎県撮影)

2 環境配慮の推進・調査研究の充実等

①環境配慮の推進

<取組に関する SDGs のゴール>



今後の取組

- 1_指定管理者制度[※]導入施設を含め、全庁的に環境マネジメントシステム[※](EMS)を運用するとともに、県庁自らが率先して温室効果ガスの排出削減を図るため県庁エコオフィスプラン[※]を推進します。
(県民生活環境部)【課題等(1)】
- 2_「環境物品等調達方針[※]」を定め、環境への負荷の低減に資する製品等の調達及び環境に配慮した公共工事の実施を推進します。
(県民生活環境部)【課題等(1)】
- 3_全庁的に電気の供給を受ける契約について、入札参加資格の判定に二酸化炭素排出に関する一定の基準を設ける等により、環境に配慮した電力の調達を推進します。
(関係部局)【課題等(1)】
- 4_大規模な開発事業が環境の保全の観点からより良いものとなるよう、環境影響評価法[※]等に基づき適切に対応します。
(県民生活環境部)【課題等(4)】
- 5_環境保全協定[※]を締結している事業所について、立入調査を中心に協定事項の遵守状況を確認します。
(県民生活環境部)【課題等(4)】
- 6_農業の生産性向上と持続性の両立を目指す「みどりの食料システム戦略[※]」の推進を図ります。
(農林部)【課題等(1)・(3)・(4)・(6)・(8)】

[※] 指定管理者制度:公の施設の管理に民間事業者を活用することにより、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応していくことを目的とした制度

[※] 環境マネジメントシステム:企業や団体等の組織が環境に配慮した計画等(方針・目的・目標・推進体制)を策定し、その達成に向けて取り組むための仕組み

[※] 県庁エコオフィスプラン:県が温暖化対策に率先して取り組むため、県庁の事務事業に伴い排出される二酸化炭素を削減する計画

[※] 環境物品等調達方針:環境物品等を総合的かつ計画的に調達するため定めたもの

[※] 環境影響評価法:事業者自らが事業の実施前に環境保全のための措置を検討し、よりよい事業計画を作り上げていくためのプロセスを定めた手続法

[※] 環境保全協定:環境保全に対する責務を明らかとするとともに、公害等を未然に防止することにより住民の健康を保護しその生活環境及び自然環境を保全することを基本理念として、県、市町及び大規模事業場で締結しているもの

[※] みどりの食料システム戦略:農業水産業の生産力向上と持続可能性の両立を目指すため、令和3年5月に農林水産省が策定した計画

②調査研究・技術開発の推進、監視観測の充実

<取組に係る SDGs のゴール>



今後の取組

- 1_長崎県環境保健研究センターにおいて、多様化する環境問題に対し、大学や外部研究機関との連携を緊密にして、データ収集や調査研究を行い、地域の課題解決に向けて取り組みます。
(県民生活環境部)【課題等(6)・(7)】
- 2_自然生態系から受ける様々な恵み(生態系サービス)を総合的に解析して、閉鎖性水域の里海としての価値の評価に取り組みます。(再掲)
(県民生活環境部)【課題等(4)・(6)・(7)】
- 3_東アジア地域との環境保全に関する交流を通じた相互の人材育成や課題解決への貢献等を図るため、中国福建省及び日韓海峡沿岸県市道と環境保全に関する行政・研究交流を実施します。
(県民生活環境部)【課題等(7)】
- 4_赤潮^{*}発生メカニズムや防除対策に関する調査・研究を推進します。
(水産部)【課題等(6)】
- 5_環境保全に資する施肥技術や防除技術を開発・確立します。
(農林部)【課題等(6)】
- 6_気候変動(地球温暖化)による農業への影響に対応していくための品種や技術等の調査・開発を行います。
(農林部)【課題等(6)】
- 7_自然環境の現状把握と影響評価、施策への活用のため、県民や学校教育等と連携した自然環境基礎データの収集・整備を推進します。
(県民生活環境部)【課題等(2)・(6)・(8)】

^{*} 赤潮:海水中のプランクトンが増殖・集積して、海水が変色する現象。有害なものは、魚介類に大きな被害を与えることがある



長崎県環境保健研究センターの一般公開（長崎県撮影）

③公害苦情と公害紛争等の適正処理

<取組に関する SDGs のゴール>



今後の取組

1_公害苦情については、公害苦情相談員や公害苦情担当職員が配置されている市町との連携のもと、適切かつ迅速に処理し、早期解決に努めます。

（県民生活環境部）【課題等（5）】

2_公害紛争処理については、公害審査委員会による調停、あっせん等適正処理に努めます。

（県民生活環境部）【課題等（5）】

3_公害健康被害が生じた場合には、汚染者負担の原則に基づき、迅速かつ公正に被害者の救済と健康の確保を図ります。

（県民生活環境部）【課題等（5）】

数値目標

| 指標 | 基準年の値 (基準年) | 目標値 (目標年) |
|---------------------------------------|-----------------------|------------------------|
| 長崎県環境保健研究センターにおける環境分野の研究 成果報告数(累計) | 3件 (R3~R7年度累 計) | 3件 (R8~R12年度累 計) |

第3章 計画の推進

第1節 計画の推進

第2節 計画の推進体制

第3節 県民・事業者の意見の反映

第4節 広域的連携

第5節 PDCA サイクル

第1節 計画の推進

本県の恵み豊かな環境を保全し、次世代へ継承していくため、関係部局が相互に連携調整を図り、この計画に盛り込まれた各種取組を総合的に推進します。

さらに、この計画の目標達成のため、庁内組織の横断的体制のもとでの進行管理とともに、県民、事業者等からの意見を踏まえ、必要に応じ取組の見直しを行います。

第2節 計画の推進体制

県は、環境保全に関する重要事項を総合的かつ効果的に推進するため、知事を本部長とし、各部局長を本部員とする「21 長崎県環境づくり推進本部」を庁内に設置しています。この計画の達成状況や取組の実施状況に関する分析・管理は、「21 長崎県環境づくり推進本部」において内部評価を行うとともに、県議会や県環境審議会において、専門的な視点で評価と助言が行われます。

第3節 県民・事業者の意見の反映

本計画を実効性あるものにするためには、県民及び事業者においても現状を十分認識し、自らのライフスタイルや事業内容を見直すとともに、この環境基本計画の推進に理解を深め、協力連携していくことが不可欠です。

県では、環境問題に取り組む県民、事業者等との連携を図りながら、本計画の進捗状況や環境情報の提供を行うとともに、各種主体の役割に応じた活動状況や意見を把握し、行政に反映させるよう努めます。

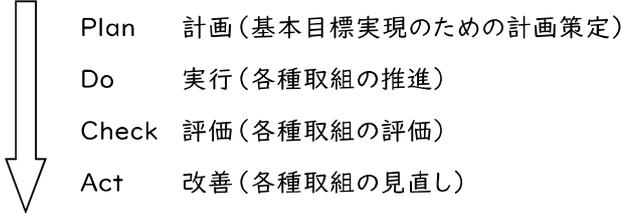
第4節 広域的連携

県は、県内各地域の環境特性を踏まえ、市町と県、近隣市町間の連携強化に努め、一体となって計画を推進します。

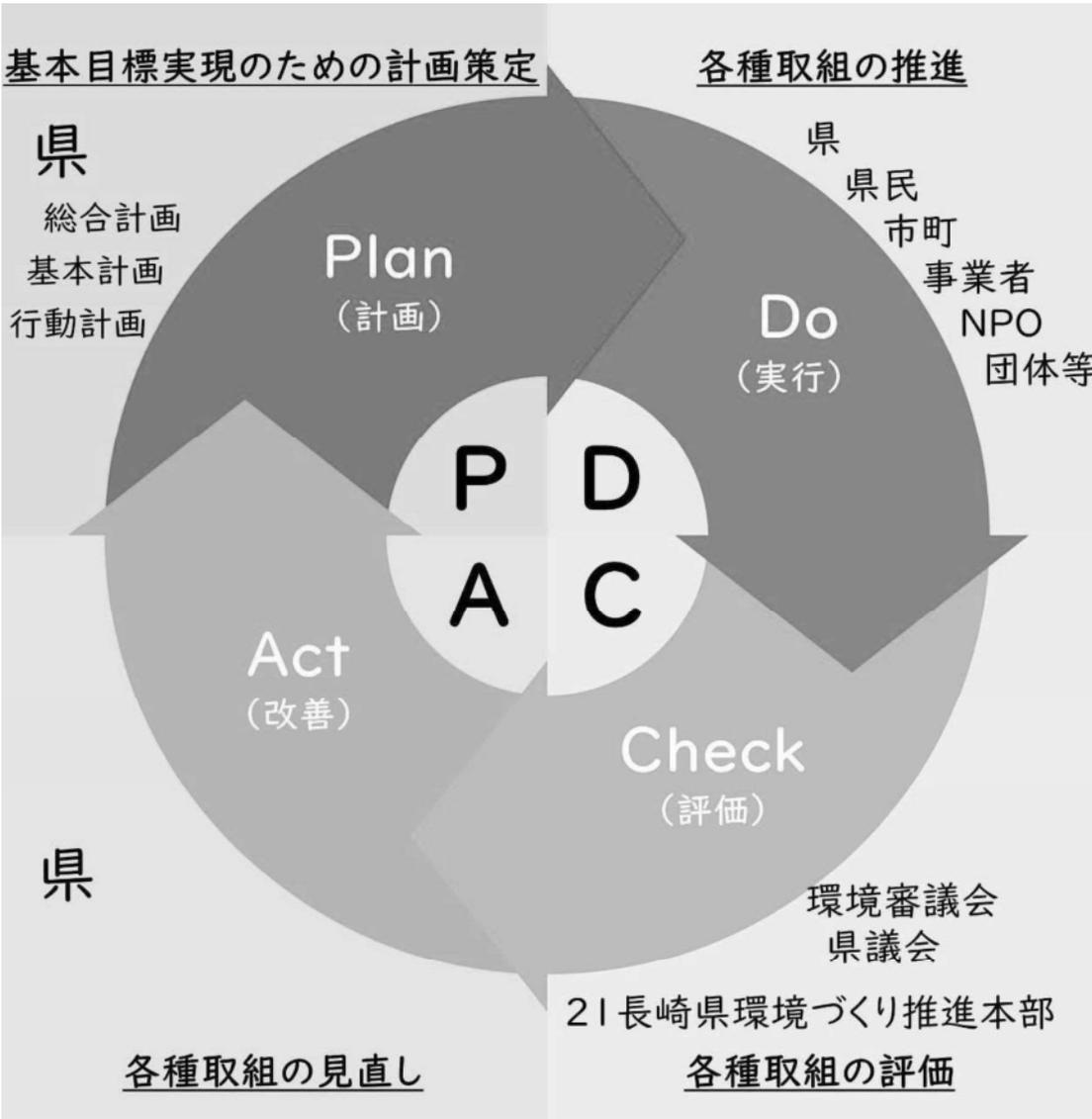
また、地球温暖化対策や漂流・漂着ごみ、大気汚染等の広域的問題については、近隣県、国及び諸外国と連携を図りながら計画を推進します。特に長崎県環境基本条例の基本理念である地球環境の保全に資するため、諸外国との連携強化を図ります。

第5節 PDCA サイクル

計画の推進にあたっては、実効性を確保し、効果的なものとするために、



というPDCAサイクル※を繰り返し、計画に組み込まれた個別の取組や事業を推進します。



※ PDCA サイクル: Plan(計画)→ Do(実行)→ Check(評価)→ Action(改善)の4段階を繰り返し、業務を継続的に改善する手法

